

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2024年4月1日
(第88期)	至	2025年3月31日

KNT-CT ホールディングス株式会社

(E04348)

第88期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、2025年6月16日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書及び内部統制報告書は末尾に綴じ込んでおります。

KNT-CT ホールディングス株式会社

目 次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第 1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	9
第 2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	11
3. 事業等のリスク	14
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17
5. 重要な契約等	19
6. 研究開発活動	19
第 3 設備の状況	20
1. 設備投資等の概要	20
2. 主要な設備の状況	20
3. 設備の新設、除却等の計画	20
第 4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
2. 自己株式の取得等の状況	32
3. 配当政策	32
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	33
第 5 経理の状況	54
1. 連結財務諸表等	55
2. 財務諸表等	86
第 6 提出会社の株式事務の概要	96
第 7 提出会社の参考情報	97
1. 提出会社の親会社等の情報	97
2. その他の参考情報	97
第二部 提出会社の保証会社等の情報	98

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月16日
【事業年度】	第88期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	KNT－CTホールディングス株式会社
【英訳名】	KNT-CT Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小山 佳延
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03(5325)8522（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 前田 慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03(5325)8522（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 前田 慎一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	87,889	139,957	252,152	255,427	274,516
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△16,727	△3,886	12,058	7,977	6,776
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△28,456	△5,771	11,790	7,540	7,680
包括利益 (百万円)	△28,079	△5,951	11,610	8,248	7,150
純資産額 (百万円)	△9,654	24,315	35,925	44,172	51,321
総資産額 (百万円)	62,817	102,341	138,671	132,082	136,734
1株当たり純資産額 (円)	△354.72	△595.61	△198.35	76.07	310.44
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1,041.50	△211.24	431.55	275.99	281.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△15.4	23.7	25.9	33.4	37.5
自己資本利益率 (%)	—	—	39.2	18.9	16.1
株価収益率 (倍)	—	—	3.9	4.9	4.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△24,167	△8,244	14,993	13,960	4,223
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△301	76	29	△99	△941
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△51	39,861	△30	△41	△218
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	23,805	55,780	70,900	84,947	88,073
従業員数 (名)	5,451	3,711	3,343	3,226	3,183
(外、平均臨時従業員数)	(2,078)	(1,346)	(1,107)	(888)	(797)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第84期および第85期の自己資本利益率および株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第85期の期首から適用しており、第85期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	9, 973	6, 841	4, 155	4, 007	11, 409
経常利益 (百万円)	1, 305	517	680	604	7, 535
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△22, 779	2, 241	△66	908	8, 645
資本金 (百万円)	8, 041	8, 041	100	100	100
発行済株式総数					
普通株式	27, 331, 013	27, 331, 013	27, 331, 013	27, 331, 013	27, 331, 013
A 種類株式 (株)	—	150	150	150	150
B 種類株式	—	250	250	250	250
純資産額 (百万円)	△10, 165	31, 886	31, 846	33, 526	41, 570
総資産額 (百万円)	40, 465	93, 076	108, 053	120, 718	124, 381
1 株当たり純資産額 (円)	△372. 06	△317. 38	△345. 91	△311. 51	△44. 18
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△833. 71	82. 06	△2. 43	33. 24	316. 45
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△25. 1	34. 3	29. 5	27. 8	33. 4
自己資本利益率 (%)	—	20. 6	—	2. 8	23. 0
株価収益率 (倍)	—	19. 4	—	40. 6	3. 7
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	297	80	81	90	89
株主総利回り (%)	141. 3	219. 5	232. 6	186. 5	161. 2
(比較指標：日経225) (%)	(154. 2)	(147. 1)	(148. 2)	(213. 4)	(188. 3)
最高株価 (円)	1, 278	1, 990	2, 047	1, 707	1, 444
最低株価 (円)	649	931	1, 368	1, 150	1, 059

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第84期および第86期の自己資本利益率および株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 最高・最低株価は、2022年 4 月 4 日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を第85期の期首から適用しており、第85期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1941年10月	関西急行鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）が全額出資し有限会社関急旅行社を設立、関西急行鉄道株式会社の沿線案内ならびに乗車券類の発売業務を受託
1944年 6 月	有限会社近畿日本交通社に商号変更
1947年 5 月	株式会社近畿交通社に商号変更、旅行あつ旋業務を開始
1954年10月	I. A. T. A.（国際航空運送協会）の代理店である近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）国際運輸部の営業を譲受け、近畿日本航空観光株式会社に商号変更
1955年 4 月	旅行あつ旋業法に基づく一般旅行あつ旋業者登録（登録第20号）
1955年 9 月	日本国有鉄道の団体旅客取扱指定業者である日本ツーリスト株式会社を合併、近畿日本ツーリスト株式会社に商号変更
1970年 3 月	近鉄航空貨物株式会社（現株式会社近鉄エクスプレス）を設立、航空貨物事業の営業を譲渡
1972年11月	法改正にともない旅行業法に基づく一般旅行業者登録（登録第20号）
1975年 7 月	東京・大阪両証券取引所市場第二部に上場
1977年 6 月	東京・大阪両証券取引所市場第一部に上場
2009年11月	株式会社近畿日本ツーリスト北海道および株式会社近畿日本ツーリスト九州を設立
2011年 9 月	株式会社近畿日本ツーリスト東北、株式会社近畿日本ツーリスト中国四国および株式会社近畿日本ツーリスト商事を設立
2012年 9 月	KNT団体株式会社およびKNT個人株式会社を設立（2013年 1 月 1 日付で商号を近畿日本ツーリスト株式会社および近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社にそれぞれ変更）
2013年 1 月	クラブツーリズム株式会社を株式交換により連結子会社化 持株会社に移行し、KNT－CTホールディングス株式会社に商号変更
2017年 6 月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）が当社の議決権の過半数を取得 株式会社近畿日本ツーリスト中部、株式会社近畿日本ツーリスト関西および株式会社KNT－CTグローバルトラベルを設立
2017年11月	株式会社近畿日本ツーリスト関東、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏および株式会社KNT－CTウェブトラベルを設立
2018年 4 月	近畿日本ツーリスト株式会社を株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスに商号変更 クラブツーリズム株式会社が近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社を吸収合併
2021年 4 月	株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが株式会社KNT－CTグローバルトラベルを吸収合併
2021年10月	株式会社近畿日本ツーリスト首都圏がKNT地域会社7社および株式会社KNT－CTウェブトラベルを吸収合併し、商号を近畿日本ツーリスト株式会社に変更
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2023年 4 月	近畿日本ツーリスト株式会社と株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが会社間での吸収分割を行い、株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスの商号を株式会社近畿日本ツーリストブループラネットに変更
2023年 7 月	株式会社コスモポリタン・クリエイティブ・ラボの全株式を取得し連結子会社化
2024年10月	株式会社ツーリストエクスパート（現株式会社近鉄HRパートナーズ）の株式の一部を当社の親会社である近鉄グループホールディングス株式会社に譲渡

3【事業の内容】

当社グループは、当社および当社の連結子会社20社ならびに関連会社1社から構成されており、関連会社1社につきましては持分法を適用しております。その営んでいる主要な事業内容は、次のとおりであります。

クラブツーリズム㈱は、新聞広告や会員情報誌「旅の友」の配布によるメディア販売およびWeb販売を中心とした個人旅行商品の企画販売のほか、会員同士の交流会や勉強会、イベントやツアーを実施する「クラブ1000事業」を行っております。

近畿日本ツーリスト㈱においては、各地域で企業、学校、官公庁、自治体、公益法人等を顧客とする国内・海外の団体旅行の企画販売およびMICE事業（Meeting、IncentiveTravel、Convention、Exhibition/Event）、スポーツ・ウェルネス事業、地域共創等の受託業務や、店舗での対面による個人旅行販売を行っております。また訪日旅行では、MICE事業やスポーツイベント関連等の団体旅行の企画販売や個人用宿泊プランの販売を行っております。

㈱近畿日本ツーリストブループラネットにおいては、個人旅行のWeb販売事業および商品企画事業を行う専門会社として、国内・海外のダイナミックパッケージ商品および宿泊商品の企画販売を中心に、ハイクラスサイト「Blue Planet」の運営も行っております。

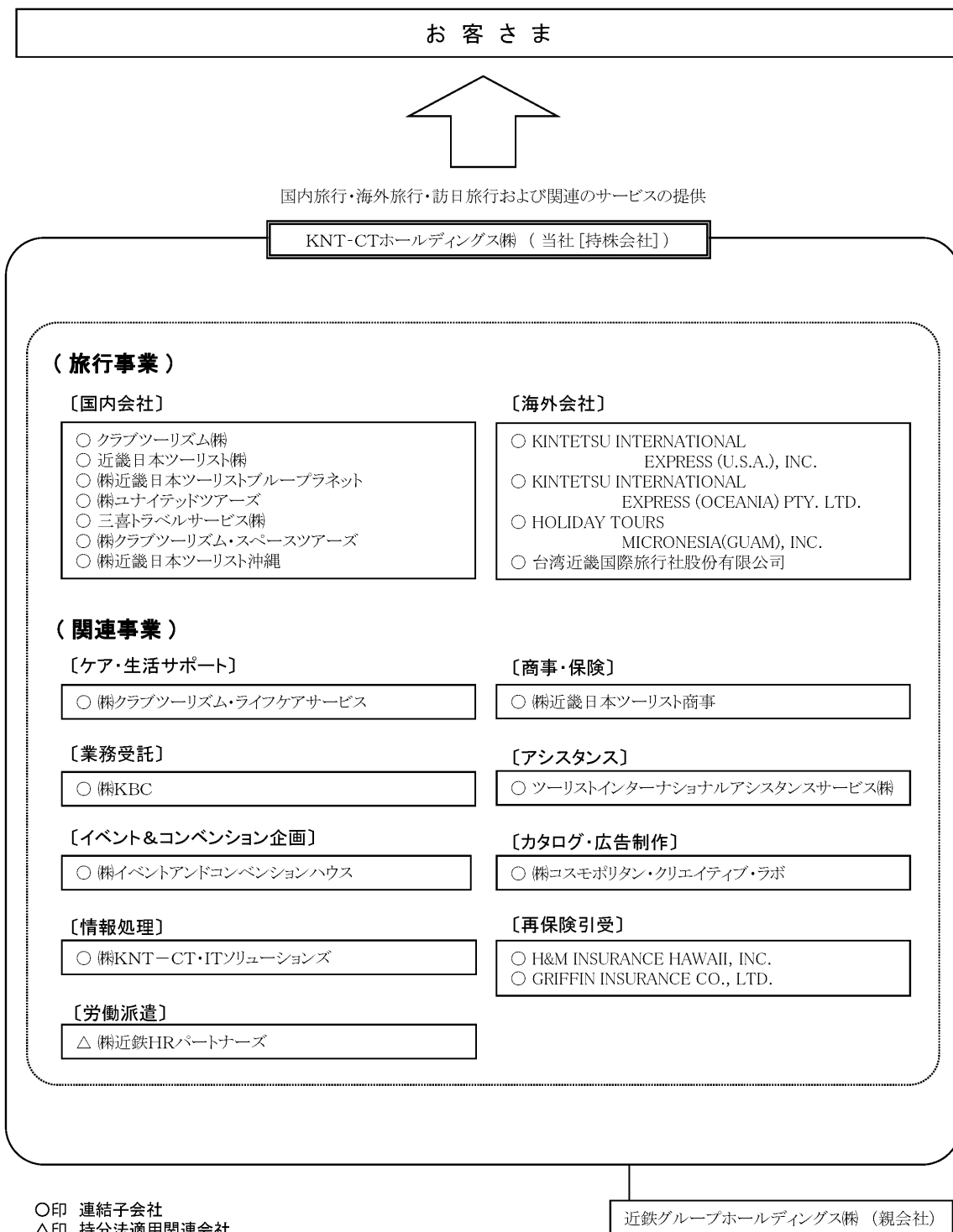
その他の国内会社におきましては、商事・保険事業、業務受託事業、カタログ・広告制作事業、アシスタンス事業、労働派遣事業、国内・海外の団体旅行および個人旅行や海外航空券の卸売業等を行っております。

海外現地法人では、現地での航空券や旅行商品の販売等のBTM事業を行うとともに、団体旅行および企画商品の旅行者に対して到着地での各種サービスの提供を行っております。

H&M INSURANCE HAWAII, INC. およびGRIFFIN INSURANCE CO., LTD. は損害保険の再保険引受事業を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業系統図に示すと、次のとおりであります。



(注) 2024年10月1日付で株式会社ツーリストエキスパーツの株式の一部を譲渡したことから、同社を連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しました。また、同社は同日付にて株式会社近鉄HRパートナーズに商号変更しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(親会社) 近鉄グループ ホールディングス株式会社	大阪府大阪市 天王寺区	126,476	グループ経営 に関する事業	(被所有)67.0 (13.3)	CMS取引 被債務保証 役員の兼務
(連結子会社) クラブツーリズム株式会社 (注) 3	東京都江東区	100	旅行事業	100.0	CMS取引 役員の兼務
近畿日本ツーリスト株式会社 (注) 3	東京都新宿区	100	旅行事業	100.0	CMS取引 役員の兼務
株式会社 近畿日本ツーリスト ブルーグラネット (注) 3	東京都江東区	100	旅行事業	100.0	CMS取引 役員の兼務 資金の貸付
株式会社 ユナイテッドツアーズ (注) 3	東京都千代田区	100	旅行事業	100.0	CMS取引 役員の兼務
三喜トラベルサービス 株式会社 (注) 3	東京都千代田区	100	旅行事業	100.0	CMS取引 役員の兼務
株式会社 イベントアンド コンベンションハウス (注) 3	東京都千代田区	40	旅行関連事業	87.5	CMS取引
ツーリストインター ナショナルアシスタンス サービス株式会社 (注) 3	東京都港区	100	旅行関連事業	100.0	CMS取引 役員の兼務
株式会社 近畿日本ツーリスト商事 (注) 3	東京都千代田区	100	旅行関連事業	100.0	CMS取引 役員の兼務
株式会社クラブツーリズム・ ライフケアサービス (注) 3	東京都新宿区	100	旅行関連事業	100.0 (100.0)	CMS取引
株式会社クラブツーリズム・ スペースツアーズ (注) 3	東京都江東区	25	旅行関連事業	100.0 (100.0)	CMS取引
KINTETSU INTERNATIONAL EXPRESS (U. S. A.), INC. (注) 3	アメリカ カリフォルニア州 トーランス市	千米ドル 2,000	旅行事業	100.0	債務保証 役員の兼務
KINTETSU INTERNATIONAL EXPRESS (OCEANIA) PTY. LTD. (注) 3	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州 シドニー市	千豪ドル 1,000	旅行事業	100.0	役員の兼務 資金の貸付
HOLIDAY TOURS MICRONESIA (GUAM), INC. (注) 3	グアム	千米ドル 1,000	旅行事業	100.0	資金の貸付
台湾近畿国際旅行社股份有限公司 (注) 3	台湾 台北市	千ニュー 台湾ドル 72,000	旅行事業	59.2	
株式会社 近畿日本ツーリスト沖縄 (注) 3	沖縄県那覇市	80	旅行事業	100.0	CMS取引
株式会社K B C (注) 3	東京都江東区	50	旅行関連事業	100.0	CMS取引 役員の兼務 資金の貸付
H&M INSURANCE HAWAII, INC.	アメリカ ハワイ州 ホノルル市	千米ドル 1	旅行関連事業	100.0	
GRIFFIN INSURANCE CO., LTD. (注) 3	バミューダ	千米ドル 500	旅行関連事業	100.0	
株式会社K N T - C T ・ I T ソリューションズ (注) 3	東京都新宿区	100	旅行関連事業	100.0	CMS取引 役員の兼務 情報システムの開発・運用等

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
株式会社コスモポリタン・ クリエイティブ・ラボ (注) 3	東京都江東区	60	旅行関連事業	100.0	CMS取引
(持分法適用関連会社) 株式会社 近鉄HRパートナーズ (注) 8	大阪府大阪市 浪速区	90	旅行関連事業	30.1	CMS取引 役員の兼務

- (注) 1. 当社グループは、旅行業の単一セグメントであります。
2. 「議決権の所有 (又は被所有) 割合」欄の () 内は間接所有割合又は間接被所有割合で内数であります。
3. 特定子会社であります。
4. 上記のうち、近鉄グループホールディングス株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。
5. クラブツーリズム株式会社については、売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く。) の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等
- | | |
|-----------|------------|
| (1) 売上高 | 123,936百万円 |
| (2) 経常利益 | 3,290百万円 |
| (3) 当期純利益 | 3,089百万円 |
| (4) 純資産額 | 19,168百万円 |
| (5) 総資産額 | 42,824百万円 |
6. 近畿日本ツーリスト株式会社については、売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く。) の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等
- | | |
|-----------|------------|
| (1) 売上高 | 113,166百万円 |
| (2) 経常利益 | 2,970百万円 |
| (3) 当期純利益 | 3,002百万円 |
| (4) 純資産額 | 20,269百万円 |
| (5) 総資産額 | 47,492百万円 |
7. 当社では、グループ内の資金を一元管理するCMS (キャッシュマネジメントシステム) を導入しております。
8. 2024年10月1日付で株式会社ツーリストエキスパートの株式の一部を譲渡したことから、同社を連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しました。また、同社は同日付にて株式会社近鉄HRパートナーズに商号変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
旅行業	3,183 [797]
合計	3,183 [797]

- (注) 1. 当社グループは、旅行業の単一セグメントであります。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
89	45.2	21.0	7,080

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均勤続年数は、出向元会社での勤続年数を通算しております。
 3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児 休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者
クラブツーリズム 株式会社	23.2	81.8	68.6	73.8	94.2
近畿日本ツーリスト 株式会社	20.2	116.7	69.6	73.6	49.9
株式会社KBC	30.3	—	73.0	71.9	72.1

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、お客さまからの信頼を事業活動の原点に据え、リスク管理を含めた内部統制の強化に取り組んでまいります。当社グループのパーパス（存在意義）として定めた「まだ見ぬところへ、まだ見ぬ明日へ」を胸に、旅そのものを進化させることも含めて、知らない世界へお客さまをご案内する旅行会社としての役割と、旅に限らないまだ見ぬ新しい価値を創造し提供することに取り組んでまいります。

今後、社会や地域とのつながり、社会が抱える様々な課題の解決に寄与する旅行業と旅行業にとどまらないサービスや価値の提供を通じて、より良い社会や未来をつくる一助になり、真に社会から必要とされる企業グループを目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益とともに、財務の安定性や効率性を計る指標として、自己資本比率を重視しております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当社は、これまで注力してまいりましたコンプライアンス改革諸施策を通じた内部統制システムの一層の強化と、グループ全体の企業風土改革およびコンプライアンス意識の涵養に、倦まず弛まず取り組んでまいります。また、従来の国内・海外旅行を中心とした事業ポートフォリオに加え、新たに「地域共創事業」と「訪日旅行事業」を成長領域として定め、取組みを一層強化、加速いたします。地域共創事業では、中部山岳国立公園エリアにおいて、テーマ性の高い旅行商品に長けているクラブツーリズム㈱と、観光施設運営・交通対策事業など幅広い観光ソリューションを擁する近畿日本ツーリスト㈱が一体となり、上高地を中心に、地域に根を張ったDMC（デスティネーション・マネジメント・カンパニー）として、包括的な観光サービスの提供を目指して取り組んでいます。また、訪日旅行事業では、豊富な商品群を強みとして、訪日外国人向けオンライン宿泊販売に一層注力してまいりますほか、クラブツーリズム㈱の多言語対応グローバルサイト「YOKOSO JAPAN TOUR」においても、テーマのある旅や秘境・絶景の旅など、世界中のお客さまにクラブツーリズムの旅をお楽しみいただけるよう商品展開してまいります。また、海外から日本への送客を強化するため、ヨーロッパ等での海外事業拠点の設置を予定しており、グローバルネットワークの再構築を進めています。

これらの体制の下、まずは「大阪・関西万博」の入場チケット付きツアーおよび宿泊プランについて、近鉄グループホールディングス㈱傘下の各企業と連携し、クラブツーリズム㈱および近畿日本ツーリスト㈱を中心にその販売に一層注力してまいりますほか、本年7月に沖縄県北部で開業が予定されているテーマパーク「JUNG LIA OKINAWA（ジャングリア沖縄）」につきましても、ツアーの取扱いに向けた準備を進めています。

また、クラブツーリズム㈱において、各種仕入価格の上昇に対応し、ヨーロッパ方面へのビジネスクラスでの旅や日本船のチャータークルーズなど高付加価値商品の拡充に引き続き取り組むとともに、近畿日本ツーリスト㈱においては、ユニバーサルツーリズム推進の一環として、重度障がいをお持ちの車いすユーザーと同行者（介助者）の方に安心して観戦いただける陸上競技の大型国際大会の車いす席観戦プランを用意するなど、誰もが旅を楽しめる社会の実現を目指し、今後も努めてまいります。

さらに、現在当社グループでは旅行事業の枠を超えた新規事業の創出にも取り組んでおり、そのひとつとして旅行会社が厳選した心地よい空間（サウナ、飲食店、宿泊施設等）が見つかる検索サイト「Chill+」を運営しています。旅行事業とのシナジーを高めていくとともに、施設の予約機能等を拡充し、「チルなコト・モノ」に特化したマーケットプレイス事業への成長を目指します。

また、海外における新規事業を拡大・推進するため、本年4月にアメリカ合衆国ロサンゼルスにおいて、KNT-CT Foods, (U.S.A.), LLCを設立いたしました。同社ではおにぎりをはじめとする日本の食の魅力を海外で発信することにより、海外での認知度向上と産地の地域活性化支援ならびに訪日旅行の意欲向上を図ってまいります。

さて、当社は本年9月1日に創立70周年を迎えます。1955年に「近畿日本ツーリスト株式会社」としてスタートした当社は、皆さまに支えられ、旅行業を中心として様々な事業を展開してまいりました。ひとえに皆さまのご愛顧とご支援の賜物と厚く御礼申しあげます。2013年にはKNT-CTホールディングス㈱を純粋持株会社とした新体制となり、現在は近畿日本ツーリスト㈱とクラブツーリズム㈱の両社を中核とする国内・海外合わせてグループ全23社にて、新たな価値と感動を生み出すため、常識にとらわれない発想で挑戦を続けております。これからも当社グループとして、パーパス（存在意義）の「まだ見ぬところへ、まだ見ぬ明日へ」を胸に、全社一丸となって「旅」と「旅を超えた」様々なサービスをお届けし、よりよい明日を創ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

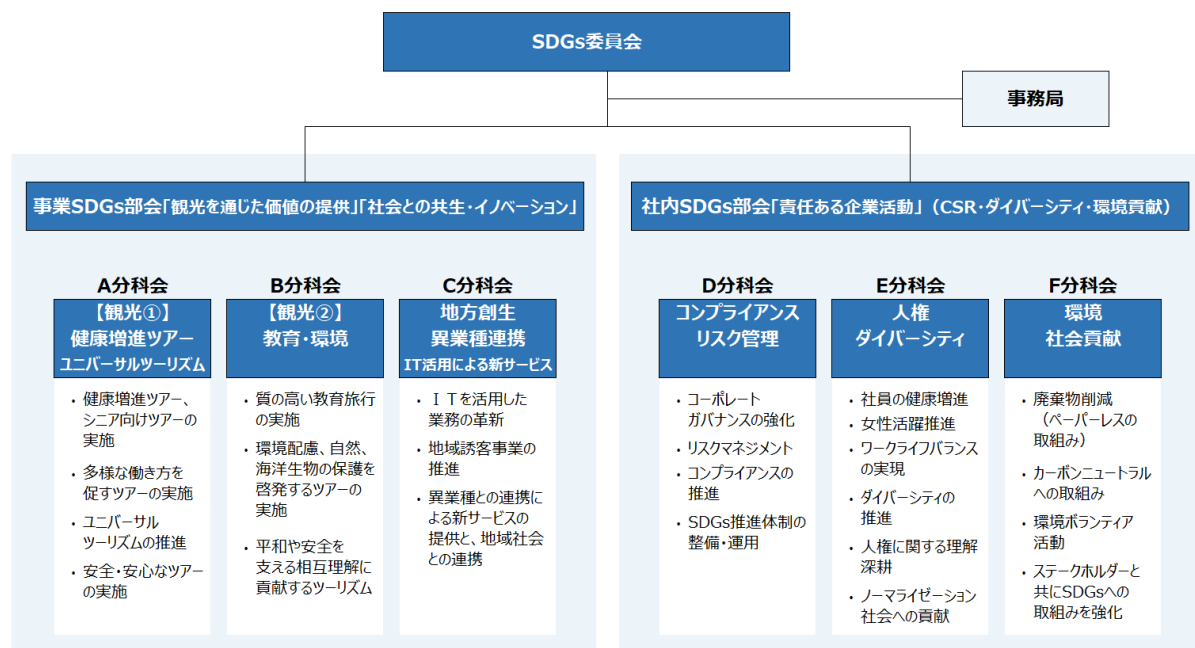
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンスおよびリスク管理

① ガバナンス

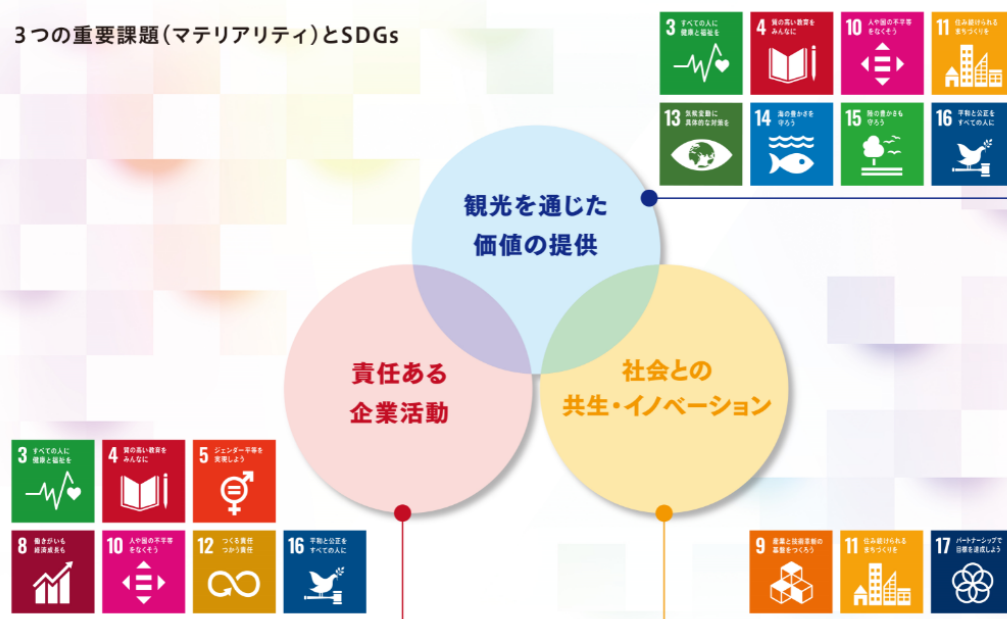
当社グループは、サステナビリティに関わる課題がリスクの減少のみならず収益機会につながる重要な経営課題であるとの認識の下、「観光を通じた価値の提供」、「責任ある企業活動」、「社会との共生・イノベーション」を当社グループのサステナビリティに関するマテリアリティ（重要課題）と設定し、サステナビリティに関わる諸課題に対する取組みを推進するため、SDG s 委員会を設置しております。SDG s 委員会の委員長は取締役社長とし、SDG s 委員会には事業を通じてSDG s 課題への取組みを推進する「事業SDG s 部会（3分科会）」とSDG s に関わる社内課題への取組みを推進する「社内SDG s 部会（3分科会）」の2つの部会を設置しております。

※SDG s 委員会



SDG s 委員会では、SDG s の推進体制の整備とSDG s に関わる3つの重要課題（マテリアリティ）および13の重点施策の策定、各重点施策のK P I（重要業績評価指数）の進捗管理を行い、サステナビリティに関わる諸課題に積極的に取り組んでおります。

3つの重要課題(マテリアリティ)とSDGs



3つの重要課題（マテリアリティ）と13の重点施策

重要課題（マテリアリティ）	重点施策
1 責任ある企業活動	①コンプライアンスの推進とコーポレート・ガバナンスの強化 ②省CO ₂ 、省エネルギーへの取り組み ③ライフワーク・バランスの実現 ④ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ⑤人権と個人の尊厳と尊重
2 観光を通じた価値の提供	⑥ウェルビーイング（幸福で健康的な生活）に「旅」で貢献 ⑦スポーツ事業への注力 ⑧質の高い教育に寄与する旅行やプログラムの提案 ⑨環境への配慮や自然保護を啓発する商品・サービスの開発 ⑩ユニバーサルツーリズムの推進
3 社会との共生・イノベーション	⑪自治体等とのタイアップによる観光産業の発展と地域経済の活性化 ⑫異業種との連携による新サービスの提供 ⑬ITを活用した業務の革新

② リスク管理

当社グループでは、旅行業やその他事業に関わるリスクを最小限にし、事業機会の逸失を食い止めるため、グループ全体でリスクマネジメントの管理体制を構築し、運用しております。

事業活動等に伴うリスクを適切に管理するため、安全管理部が旅客事故に関するリスクマネジメント事務を担当するとともに、その他のリスクに関しては総務部がリスクマネジメント事務を担当し、個別事案に関する検討および対応方針の決定を行うとともに、定期的にリスクアセスメントを行いながら、リスクの発生頻度と重要度に応じた様々な対策を講じ、インシデント発生の都度、当該リスク管理体制に問題がないかを確認し、必要に応じて是正しております。なお、2025年6月17日付で、安全管理部は総務部に統合し、総務部は総務CSR部に名称変更を予定しております。

(2) 人財育成方針および社内環境整備方針

① 基本方針

当社グループの持続的な発展に向けて、グループ経営陣とグループ社員の対話を通じて、当社グループのパーパス（存在意義）として「まだ見ぬところへ、まだ見ぬ明日へ」を制定しました。このパーパスには、旅行業で培ってきた当社グループの強みを、旅行業に限らず創造的に発揮し、社会に貢献していきたいという思いが込められています。経営陣と社員が一体となってパーパスを具現化していくために、人財育成や組織風土改革を推進してまいります。

② 人財の多様性確保を含む人財育成方針

当社グループのパーパス「まだ見ぬところへ、まだ見ぬ明日へ」を具現化していくために、KNT-CTアカデミーにて、体系的かつ持続的な人財育成を推進してまいります。また、当社とグループ各社の人事部門の連携を強化し、グループ全体での人財確保と育成、多様な人財の活躍促進に取り組んでまいります。

具体的取組み

a. 人（意識）の改革に取り組んでおります。

グループ行動規範を制定するとともに、継続してグループの全経営陣と全社員を対象とする社員意識調査を実施し、改革の取り組みの浸透状況や社員のエンゲージメントの把握、社員意識の分析・考察を行いました。これまでの意識調査の結果を踏まえて、タウンホールミーティング等、経営陣と社員との間のコミュニケーションの改善、グループ行動規範の浸透促進など、全経営陣と全社員が一体となって意識と風土の改革に取り組んでおります。

b. 適所適材によるグループ全体での人財配置の最適化に取り組んでおります。

グループ会社のシナジー効果を最大限に活かすよう、人財を最適に配置することにより、そのポテンシャルを最大限に引き出していくとともに、継続的な生産性の向上を図ります。

c. DEI (Diversity, Equity & Inclusion) を推進しつつ、次世代を担う人財の確保と育成に取り組んでいます。

次世代を担う若年層の確保と育成強化を重要経営課題に掲げ、チャレンジし甲斐のある公正な人事制度の定着・拡充に取り組んでいます。

また、当社グループは若年層を中心に女性比率が高く、次世代を担う多様な人財確保の観点からも、柔軟な働き方を可能とする人事関連制度の整備により、女性管理職比率の向上に取り組んでいます。

d. 近鉄グループとの連携を通じ、長期的な人財育成とスキルの活用に取り組んでいます。

当社グループは、旅行・観光・非日常体験の企画・運営ノウハウを有する人財を多数有しております。(株)近鉄HRパートナーズとの連携を通じ、グループ内だけではなく、グループ外に対しても出向や定年退職後の同社への再雇用により、長くそのスキルの活用と成長を続けることが可能です。様々なフィールドで幅広く活躍し、今後も旅行・観光業界の発展に貢献していくことを目指しております。

③ 社内環境整備方針

人財ポートフォリオの充実化に向けた人財育成を可能とする社内環境整備に取り組み、グループの人的資本に帰属する知的資産の発展に取り組んでいます。

具体的取り組み

a. ジョブ型要素を反映した人事制度の定着・拡充を図ります。

人財の確保と付加価値創出の最大化の観点から、ジョブ型要素を反映した人事制度を導入しており、段階的に拡充を図っております。また人事関連領域におけるグループ内で共通化できる制度の拡充を図り、人事ローテーションの活性化や人財ポートフォリオの拡充を行います。

b. タレントマネジメントによる人財情報蓄積の充実と活用を図ります。

人的資本の最大活用の観点から、グループ全体でのタレントマネジメントの運用を拡充し、適所適材を図るとともに、次世代を担う社員の育成のため、人事ローテーションの活性を図ります。

c. KNT-CTアカデミーを基軸とした人財への教育投資を図ります。

グループの価値観や理念の共有、中期経営計画と連動した育成・啓発プログラムの立案・推進、グループ内の研修体系の整備等を目的とする社内教育研修機関として「KNT-CTアカデミー」を設置しております。経営陣と社員の「人間力」を高めることを目的とした階層研修や講演会など、パーパスの具現化に向けた社員教育の拡充を図ります。

d. 健康経営に取り組めます。

従業員が心身ともに健康的で意欲的に働き続けることができるよう、健康宣言を行うとともに、働き方改革に着手し、グループ各社の状況に即して健康の維持促進に向けた取り組みを行います。

④ 指標および目標

指標	実績	目標と目標年度
管理職におけるビジネスコンプライアンス検定資格取得率	2024年度末 89.1%	100% (2027年度末)
管理職に占める女性の割合	2024年度末 21.5%	35% (2030年度末)
育児休職からの復職率 (注)	2024年度 89.6%	95% (2027年度)
女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく認定取得 えるばし認定	2024年度末 5社	8社 (2027年度末)
女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく認定取得 くるみん認定	2024年度末 1社	3社 (2027年度末)
全従業員対象研修受講率	行動規範 e ラーニング 97.8% 人権ハラスメント研修 100% 情報セキュリティに関する e ラーニング 96.6%	100% (毎年)
健康経営に関する認定取得	2024年度末 健康優良企業「銀の認定」5社	認定13社 (2028年度末)

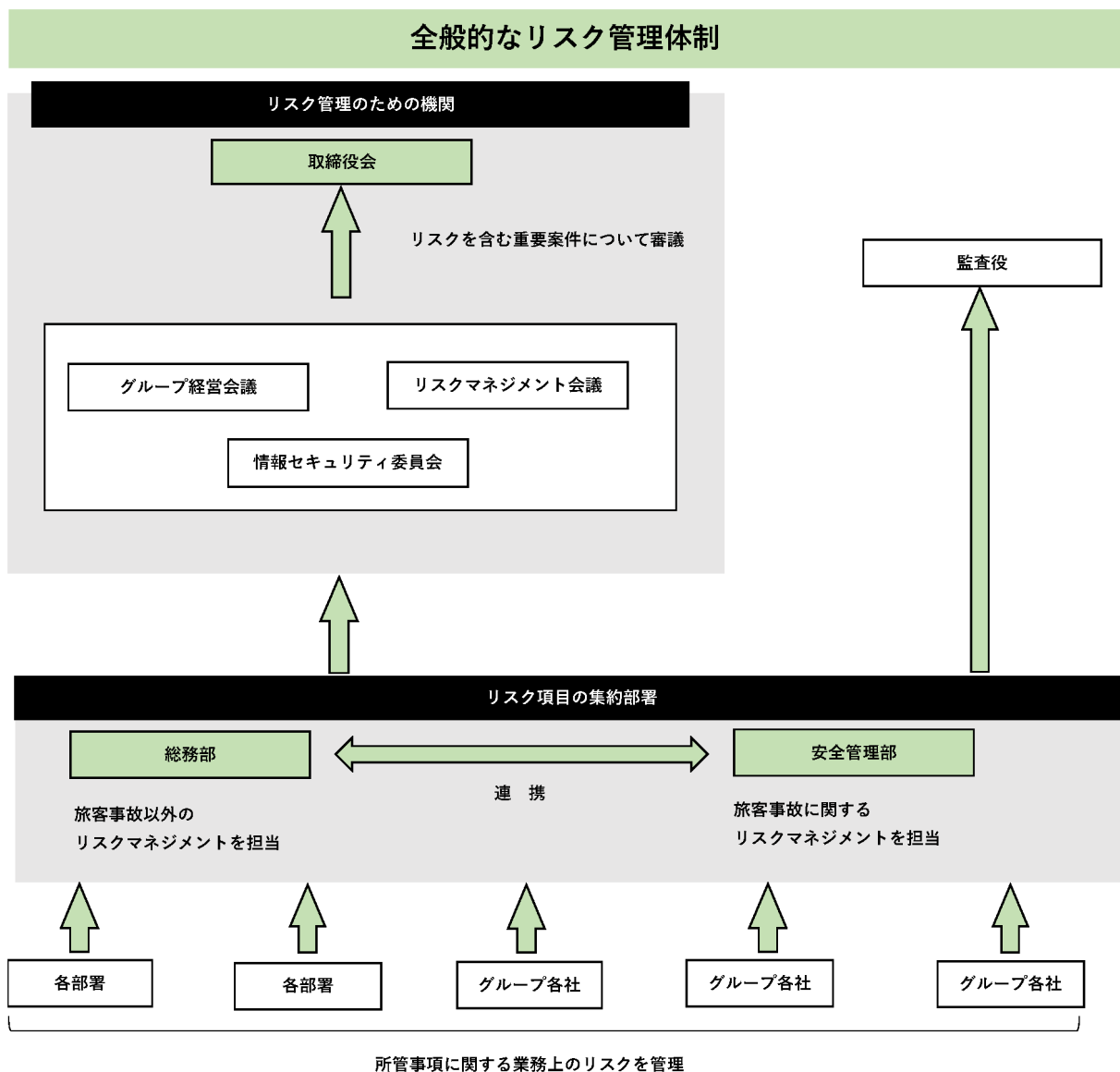
(注) 連結グループにおける記載が困難であるため、当社およびクラブツーリズム株式会社、近畿日本ツーリスト株式会社、株式会社近畿日本ツーリストブループラネットについて記載しております。

3 【事業等のリスク】

当社グループでは、旅行業やその他事業に関わるリスクを最小限に食い止めるため、グループ全体でリスクマネジメントの管理体制を構築し、運用しています。

その一環として、定期的リスクアセスメントを行いながらリスクの発生頻度と重要度に応じた様々な対策を講じ、インシデント発生都度、当該リスク体制に問題がないかを確認し、必要に応じて是正していきます。

事業活動に伴うリスクを適切に管理するため、安全管理部が旅客事故に関するリスクマネジメント事務を担当し、その他のリスクに関して総務部がリスクマネジメント事務を担当します。そのうえで個別事案に関する検討および対応方針の決定を行うとともに、リスクの洗い出しのための「リスクマネジメント会議」を開催しています。



有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 自然災害、テロ、感染症等に関わるリスク

国内外で大規模な地震、台風、豪雨、大規模テロ又は重大な感染症の拡大が発生した場合、関係地域への旅行がキャンセルされ、さらに旅行の自粛や出控えが生じるため、長期間、広範囲にわたり旅行需要が消失するなど、当社グループの業績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に関わるリスク

当社グループは、旅行業法、景品表示法、消費者契約法、独占禁止法等さまざまな法規制のもと事業を行っており、それらの法令を遵守するための内部統制システムを整備しておりますが、法的規制の変更に十分な対応ができず、万一重大な法令違反を冒した場合は、行政当局から営業停止処分等を受け売上高が減少するほか、ブランドイメージが毀損し当社グループの事業の展開および業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営に関わるリスク

従業員の手配ミス等により、重要な運輸機関・宿泊機関の予約、重要なチケットの入手ができなかった場合、損害賠償請求を受ける恐れがあります。また、運輸機関その他の業務委託先が事故や法令違反等を起こした場合も委託先の選定責任等が問われ、損害賠償請求や旅行業法に基づく処分を受ける恐れがあります。自治体等から応札によって請け負う業務では、債務不履行等により関係各所から損害賠償請求や入札停止の処分を受け事業活動が制限される恐れがあります。当社グループでは、様々な業務マニュアルを整備し、計画的な訓練を実施することでこれらの防止に努めておりますが、万一大規模な手配ミス等や業務委託先による事故、入札停止処分等が発生した場合は、当社グループの業務品質に対する信頼が低下し、ブランドイメージが毀損されますので、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報に関わるリスク

当社グループは、顧客情報等大量の個人情報を取り扱うため、主要な子会社がプライバシーマークを取得するなど、個人情報の漏えい防止に万全を期しておりますが、万一大規模な情報漏えいが生じた場合は、顧客等への損害賠償に加え、信用失墜により売上高が大幅に減少する恐れがあり、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報システム・セキュリティに関わるリスク

当社グループでは、旅行予約や乗車券、観光券の発券作業等、情報システムに依存している業務が多いため、それらのシステムが重大な故障に見舞われた場合、長時間にわたり業務が滞る恐れがあります。そのため、当社グループでは、システムの保守に留意し、クラウドサービスの利用、システムのオープン化、ネットワークの二重化など様々な対策を講じておりますが、万一重要なシステムに故障等が生じた場合は、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、セキュリティにつきましては、IT企画部に情報セキュリティ対策の専任担当者を置き、同部の定める情報セキュリティ基本方針に従って各社が対策を講じ、その遵守状況を監査部が監査することとしております。当社グループでは、この体制で情報セキュリティの向上を図っておりますが、万一第三者によるサイバー攻撃等により、社内システムがダウンし、またはそのデータの消失・改ざん、個人情報の漏えい等が生じた場合は、業務の停止に加え、情報漏えいに伴う損害賠償請求、信用失墜に伴う売上高の大幅な減少が生じ、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業特有のリスク

新たな事業機会を求めて新規事業に取り組む場合、業界や国・地域特有の法令・商慣行の認識不足による法令・契約違反や、不慣れなオペレーションによる安全確保の不備、労働災害を発生させる可能性があり、それにより、損害賠償請求や行政当局から営業停止処分等を受け売上高が減少するほか、ブランドイメージが毀損し当社グループの事業の展開および業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人権侵害に関わるリスク

当社グループは、従業員のみならずサプライチェーンなど多岐にわたる人々の支えのもと事業を営んでおります。グループ内やサプライチェーンにおいて人権侵害や各種ハラスメントが発生した場合、被害者の方の心身の健康被害につながるほか、社会的信用が低下し、ブランドイメージが毀損され、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、カスタマーハラスメントが生じ、適切な対応を取らなかった場合、従業員の心身の健康被害につながるほか、社会的信用の低下や人財の流出を招き、事業活動に支障が生じ、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人財の確保・育成に関わるリスク

当社グループは、多くの事業が労働集約型であり、人財を継続的に確保し計画的に育成しておりますが、労働市場における人材不足等の影響を受けこれらが計画どおり進展しない場合、他社との競争や事業活動に支障が生じ、当社グループの業績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、ワーク・ライフ・バランスの実現へ向け、ジェンダーやライフイベントに左右されることなく、誰もが多様な働き方を選択できる就労環境の整備を積極的に進めておりますが、環境の整備や法改定への対応が遅れた場合、従業員が心身両面での健康被害を受ける恐れに加え、人財の流出を招いて事業活動に支障が生じ、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人口動態に関わるリスク

当社グループは、売上高に占める国内顧客の割合が比較的高いため、国内人口の減少や少子高齢化が売上高の減少につながる可能性があります。このため、訪日旅行事業の強化に取り組み、教育旅行事業のシェア拡大、アクティブ・シニアの旅行需要の深耕等に注力しておりますが、これらが計画どおり進展しない場合、当社グループの業績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(10) 経済状況に関わるリスク

旅行事業は、主に個人の余暇を充実することを目的とするため、景気変動の影響を強く受ける傾向があります。当社グループでは、法人需要の取込み、地域共創等の受託業務、業際ビジネスの拡大に取り組むほか、訪日旅行の拡大を図ることで、国内景気の影響を緩和するよう努めておりますが、景気が想定以上に悪化し、個人消費が低迷した場合は、当社グループの業績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(11) 為替および原油価格の変動に関わるリスク

当社グループの海外旅行における地上費（ホテル代等）取引は、大半が米ドルをはじめとする外国通貨による決済となっております。このため、為替予約または通貨オプション取引を用いて為替の変動リスクをヘッジしておりますが、著しい為替変動が生じた場合は、当社グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、原油価格が大幅に高騰した場合には、燃油特別付加運賃（燃油サーチャージ）の上昇により海外旅行需要が減少することとなりますので、当社グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

さらに、ホテル代金、食事代金、旅客運送費等の仕入値が上昇し、旅行代金にも影響を及ぼすこととなり、旅行需要の減少につながる恐れがあります。

(12) 訴訟に関わるリスク

当社グループは、事業に関して訴訟を提起される可能性があります。訴訟の内容によっては、多額の損害賠償を要求され、事業活動が制限される可能性がありますので、万一敗訴した場合等は、当社グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境は改善の方向であったものの、多品目にわたる消費者物価の上昇が続いたため、消費者マインドは改善に足踏みが見られ、景気は緩やかな回復傾向のうちに推移しました。

旅行業界におきましては、国内旅行については、近年旅行需要の下押し要因となっていた新型コロナウイルスに関連した出控え等は後退し、全般に回復傾向となりましたものの、宿泊代金の高騰等の影響により需要の伸び悩みが見られました。一方で、訪日旅行については、円安基調等の要因が需要を牽引し、引き続き好調に推移しました。また、海外旅行についても、新型コロナウイルスや急激な円安による海外旅行控えの傾向が和らぎ、旅行単価の上昇が見られるなど、好調に推移しました。

このような状況の下、当社グループの国内個人旅行では、北陸新幹線延伸や恐竜人気に沸く福井県や年末の伊勢志摩方面が人気のエリアとなりました。クラブツーリズム㈱の添乗員同行ツアーでは、日並びの良い年末年始の休暇を利用した商品の販売に注力しましたほか、にっぽん丸や飛鳥Ⅱといった大型客船のチャータークルーズを催行し、好評を博しました。一方、団体旅行では、近畿日本ツーリスト㈱が企業系コンベンションなどの法人需要をはじめ、修学旅行等の学生団体の需要獲得にも努めました。

海外旅行につきましては、クラブツーリズム㈱の添乗員同行ツアーで、主にヨーロッパ方面や外国船クルーズ、アメリカへの野球観戦ツアーが好評を博しました。一方、団体旅行では、近畿日本ツーリスト㈱がパリオリンピック・パラリンピックの観戦、企業の視察招待や海外見本市のほか、メキシコ皆既日食観測ツアーなど、趣味に特化した旅行の取扱いにも注力しました。

訪日旅行につきましては、クラブツーリズム㈱で昨年9月に多言語対応の訪日客向けグローバルサイト「YOKOSO JAPAN TOUR」を公開し、海外個人顧客のツアー申込から決済までをワンストップで処理できるようになったことで、特に香港・台湾からのお客さまを中心に、紅葉観賞の日帰りバスツアーなどが好評を博しました。また、近畿日本ツーリスト㈱では、陸上競技の大型国際大会や東京マラソン2025にメインパートナーとして積極的に関与し、その取扱いが好調に推移しました。

さらには、クラブツーリズム㈱において、㈱テレビ東京ダイレクトとの協業により、本年1月から今行くべき旅や楽しみ方を案内する新番組「教えて！ツアーの達人」の放送を開始し、旅の魅力の配信や関連するツアーの販売に努めました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、主に受取手形、営業未収金及び契約資産が減少したものの、預け金および旅行前払金などの増加により1,367億34百万円となり、前連結会計年度末に比較して46億51百万円（3.5%）の増加となりました。一方、負債合計は、主に旅行前受金が増加したものの、営業未払金、旅行券等などの減少により854億12百万円となり、前連結会計年度末に比較して24億98百万円（2.8%）の減少となりました。

当連結会計年度末の純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により513億21百万円となり、前連結会計年度末に比較して71億49百万円（16.2%）の増加となりました。

この結果、自己資本比率は37.5%（前連結会計年度末 33.4%）、1株当たり純資産は310.44円（前連結会計年度末 76.07円）となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の連結業績は、連結売上高は2,745億16百万円（前年同期比7.5%増）、連結営業利益は60億40百万円（前年同期比16.9%減）、連結経常利益は67億76百万円（前年同期比15.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は76億80百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前期に比較して31億25百万円増加し880億73百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金は42億23百万円の増加（前期は139億60百万円の増加）となりました。これは主に仕入債務の減少による影響で55億79百万円、旅行前払金の増加による影響で33億7百万円それぞれ減少したものの、税金等調整前当期純利益の計上で76億34百万円、旅行前受金の増加による影響で43億22百万円それぞれ増加したためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金は9億41百万円の減少（前期は99百万円の減少）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入で11億36百万円増加したものの、固定資産の取得による支出で7億41百万円、定期預金の預入による支出で4億50百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出で4億18百万円、差入保証金の差入による支出で3億40百万円それぞれ減少したためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金は2億18百万円の減少（前期は41百万円の減少）となりました。これは主にリース債務の返済による支出で2億17百万円減少したためであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり受注生産形態をとらない商品が多いため生産規模および受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、セグメントごとの財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容についての記載を省略しております。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

（a）経営成績

（売上高と営業利益）

当連結会計年度の売上高と営業利益は、海外旅行を中心に取扱いが増加し、前連結会計年度に比べ、売上高は7.5%増の2,745億16百万円となりました。

一方で、事業構造改革による収支構造の改善に継続して努めているものの、公務受託事業の減少や人的投資およびシステム投資の増加等により、営業利益は16.9%減の60億40百万円となりました。

（経常利益）

当連結会計年度の営業外収益および営業外費用の純額は7億35百万円の収益超過となり、営業債務整理益が減少する一方で受取利息が増加したため、前連結会計年度に比べ31百万円の増益となりましたが、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ15.1%減の67億76百万円となりました。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度の特別利益および特別損失の純額は、特別利益として8億80百万円の投資有価証券売却益を計上し、また、特別損失の特別調査費用等が減少したため、8億58百万円の収益超過となり、前連結会計年度に比べ15億70百万円の増益となりました。

また、当連結会計年度の法人税、住民税及び事業税は3億5百万円、法人税等調整額は△3億58百万円であり、非支配株主に帰属する当期純利益を差し引いた当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ1.9%増の76億80百万円となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループをとりまく環境としましては、国内における人口減少や高齢化、国を越えた人の動きの活発化等内外の社会構造の変化が旅行業に影響を与えております。また、外資を含めたO T Aの事業拡大、国内旅行、海外旅行ともに柔軟に商品価格を変化させるダイナミックプライシング機能等の様々なサービスの進化により事業環境は著しく変化しております。

また、旅行市場は、政府の「観光立国」に向けた政策のもと、国内旅行においては近年旅行需要の下押し要因となっていた新型コロナウイルスに関連した出控え等は後退し、全般に回復傾向となったものの、宿泊代金の高騰等の影響により需要の伸び悩みが見られます。一方、訪日旅行においては、円安基調等の要因や日本の観光地としての魅力が需要を牽引し、今後も拡大が見込めるものと予想されます。また、海外旅行においても新型コロナウイルスや急激な円安による海外旅行控えの傾向が和らぎ、旅行単価の上昇が見られるなど、今後も緩やかに回復していくものと予想されます。

当社グループは、個人、団体の国内旅行、海外旅行の企画・販売をはじめ、海外からの訪日旅行を取り扱うため、国内、海外の安全性が損なわれる事態（自然災害、国際テロ、紛争および感染症等）が生じた場合や、景況悪化による個人消費の落ち込み、天候や休日の日並びの良否のほか、市場環境の変化などに起因し、経営成績に影響を受ける可能性があります。

(b) 今後の見通し

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

(a) 資金需要

当社グループの資金需要は、営業活動については、旅行商品の企画販売にかかる宿泊機関・運輸機関・観光機関等からの仕入および人件費ならびに販売諸経費等の営業費用が主な内容であります。投資活動については、システム投資をはじめとする設備投資が主な内容であります。

(b) 財務政策

当社グループは現在、営業活動による資金需要、投資活動による資金需要いずれについても、内部資金により調達しており、借入や社債発行等による外部からの資金調達は行っておりません。

また、当社グループの資金需要については当社が一元管理するとともに、グループ内における資金の効率的活用を図るため、キャッシュマネジメントシステムによる当社グループの各社の余剰資金の集中および配分を行っております。

なお、当社グループ全体の余剰資金は、親会社である近鉄グループホールディングス(株)のキャッシュマネジメントシステムに預入を行っております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定的に利益を出すことのできる体質を構築し、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を重視するとともに、安定性や効率性を計る指標として自己資本比率を定めております。

当連結会計年度における自己資本比率は37.5%（前期比4.1ポイント改善）ではありますが、今後不測の事態にも耐えうる資本の厚みを維持しつつ、効率性にも配慮のうえ、経営を進めてまいります。

5 【重要な契約等】

特記事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）は、個人旅行事業一体化に向けた販売システムの開発、業務用パソコンの更改および事務所設備の改装などであり、設備投資額計は1,390百万円となりました。

なお、当社グループは、旅行業の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

（1）提出会社

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
		建物	土地 (面積㎡)	有形固定 資産その他	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備 情報システム	38	65 (58,284)	9	67	180	89 [9]

（2）国内子会社

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
		建物	土地 (面積㎡)	有形固定 資産その他	ソフト ウェア	合計	
クラブツーリズム株式会社 (東京都江東区ほか)	事務所設備 情報システム	128	—	156	456	741	891 [161]
近畿日本ツーリスト株式会社 (東京都新宿区ほか)	事務所設備 情報システム	173	—	7	714	895	1,476 [190]

（注） 1．帳簿価額の有形固定資産その他の内訳は、器具備品であります。

2．従業員数は就業人員であり[]内は臨時従業員数で外数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

特記事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	38,000,000
A種種類株式	150
B種種類株式	250
計	38,000,400

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月16日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	27,331,013	27,331,013	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種種類株式	150	150	非上場	単元株式数1株 (注)
B種種類株式	250	250	非上場	単元株式数1株 (注)
計	27,331,413	27,331,413	—	—

(注) 株式の内容

1. A種種類株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

① A種優先配当金

当社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2032年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をすることは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記(8)①に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記②に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、100,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.85%（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記④に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

③ 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額（下記④に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本④に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記②に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記②ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本④に従い累積する金額を「A種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記(8)①に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記(8)②に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記③に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

ただし、本①においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下「A種日割未払優先配当金額」という。）は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、閏日を含む事業年度については366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本①においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

② 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

③ 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記②に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(5)においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(6) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

① 当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

② 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 優先順位

- ① A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（下記2.（1）①に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（下記2.（1）④に定義される。）および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- ② A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。
- ③ 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

2. B種種類株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

① B種優先配当金

当社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。）に対し、下記(8)①に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記②に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、100,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.85%（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（下記④に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

③ 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金およびB種累積未払配当金相当額（下記④に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本④に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記②に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記②ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本④に従い累積する金額を「B種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記(8)①に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記(8)②に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および下記③に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

ただし、本①においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下「B種日割未払優先配当金額」という。）は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日または払込期日の5年後の応当日のいずれか遅い方の日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、閏日を含む事業年度については366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（B種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、B種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、B種種類株主は、(a)払込期日の5年後の応当日においてB種種類株式を所有している場合、又は、(b)引受契約書に定める2023年3月期以降の当社グループの財務状況などに一定の事由が生じた場合にのみ、当社に対して償還請求を行うことができる。

本①においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

② 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

③ 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記②に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、ならびに②B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(5)においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(6) 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、譲受人がA種種類株主である場合、B種種類株式に係る担保権の実行に伴う譲渡、および、B種種類株主の債権者に対する代物弁済に伴う譲渡については、当社が承認したものとみなす。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- ① 当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- ② 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 優先順位

- ① A種優先配当金（上記1. (1)①に定義される。）、A種累積未払配当金相当額（上記1. (1)④に定義される。）、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- ② A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。
- ③ 当社が剰余金の配当または剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または剰余財産の分配を行う。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日 (注) 1	150	27,331,163	7,500	15,541	7,500	15,457
2021年6月30日 (注) 2	250	27,331,413	12,500	28,041	12,500	27,957
2021年6月30日 (注) 3	—	27,331,413	△20,000	8,041	△20,000	7,957
2022年7月31日 (注) 4	—	27,331,413	△7,941	100	—	7,957

(注) 1. A種種類株式 有償第三者割当

発行価格 100,000,000円

資本組入額 50,000,000円

割当先 近鉄グループホールディングス株式会社 150株

2. B種種類株式 有償第三者割当

発行価格 100,000,000円

資本組入額 50,000,000円

割当先 合同会社あかり 150株

合同会社まつかぜ 100株

3. 会社法第447条第1項および第3項ならびに第448条第1項および第3項の規定に基づき資本金および資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

4. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	17	24	242	69	10	12,520	12,882	－
所有株式数 （単元）	－	44,565	2,632	166,811	13,032	28	45,404	272,472	83,813
所有株式数の 割合（％）	－	16.36	0.97	61.22	4.78	0.01	16.66	100.00	－

(注) 1. 自己株式は「個人その他」に110単元、「単元未満株式の状況」に51株含まれております。

2. 証券保管振替機構名義の株式が「その他の法人」の中に2単元含まれております。

A種種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	150	－	－	－	150	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	100.00	－	－	－	100.00	－

B種種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	－	2	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	250	－	－	－	250	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	100.00	－	－	－	100.00	－

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
近鉄グループホールディングス 株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 六丁目1番55号	14,633	53.56
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (近畿日本鉄道株式会社 退職給付信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	1,900	6.95
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	1,479	5.41
近鉄バス株式会社	大阪府東大阪市長栄寺19番17号	479	1.76
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	390	1.43
株式会社箱根高原ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164	380	1.39
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	326	1.20
株式会社近鉄エクスプレス	東京都港区港南二丁目15番1号	265	0.97
株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目1番43号	263	0.96
後藤 次郎	徳島県徳島市	173	0.63
計	—	20,291	74.27

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および株式会社日本カストディ銀行(信託口)は、信託業務に係る株式数であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
近鉄グループホールディングス 株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 六丁目1番55号	146,328	53.73
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (近畿日本鉄道株式会社 退職給付信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	19,000	6.98
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	14,793	5.43
近鉄バス株式会社	大阪府東大阪市長栄寺19番17号	4,795	1.76
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	3,902	1.43
株式会社箱根高原ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164	3,803	1.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,266	1.20
株式会社近鉄エクスプレス	東京都港区港南二丁目15番1号	2,657	0.98
株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目1番43号	2,632	0.97
後藤 次郎	徳島県徳島市	1,732	0.64
計	—	202,908	74.50

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A 種種類株式 150	—	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載のとおりであります。
	B 種種類株式 250		
	計 400		
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 27,236,200	272,362	同上
単元未満株式	普通株式 83,813	—	同上
発行済株式総数	27,331,413	—	—
総株主の議決権	—	272,362	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株 (議決権 2 個) が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には当社所有の自己株式51株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) KNT-CT ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	11,000	—	11,000	0.04
計	—	11,000	—	11,000	0.04

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	764	0
当期間における取得自己株式	45	0

（注）当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （百万円）	株式数（株）	処分価額の総額 （百万円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （一）	—	—	—	—
保有自己株式数	11,051	—	11,096	—

（注）当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要政策と位置付け、今後さらなる成長戦略の推進と経営基盤の強化を図ることにより、内部留保の充実も勘案しつつ、安定配当を行うことを経営の基本方針としております。当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本としており、その決定機関は株主総会であります。なお、当社は取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当（基準日は9月30日とする。）をすることができる旨を定款に定めております。

配当金につきましては、当連結会計年度末の連結純資産額が513億21百万円となりましたが、当社は2026年6月以降に償還期限を迎えるA種種類株式およびB種種類株式のために、総額400億円余りの償還原資を確保していく必要がありますため、期末配当は見送らざるを得ない状況であります。株主の皆さまには、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

a. 株主の権利・平等性の確保

当社では、株主の権利や平等性を確保するため、取締役会決議で定めたコンプライアンス・ポリシーに従い、投資判断に影響を及ぼす重要な情報が生じた場合は、公平かつ正確に公表しております。株主総会については、株主との対話のための重要な場と認識し、株主からの質問には丁寧に回答することとしております。また、一般の株主と利益相反の生じるおそれのない4名の独立社外取締役を選任し、経営陣の業務執行状況を監督する体制を整え、一般株主、非支配株主の権利が不当に害されないようにしております。

b. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社では、グループのパーパス（存在意義）やコンプライアンス・ポリシー等を制定し、お客さま、取引先、社会、投資家、従業員とのあるべき関係を規定して、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めております。経営陣はこのような企業風土の醸成に努め、社会の構成員としての責任を果たすべく各種の施策を推進しております。

c. 適切な情報開示と透明性の確保

当社では、コンプライアンス・ポリシーに、投資家に対して事業内容を正しく説明する責任を負っていることを明示し、法令に基づく開示に該当しない事項についても、重要と判断した事項については、当社ウェブサイト等で適時、適切に公表しております。また、公表資料については、正確性、内容の分かりやすさに留意しており、適時開示資料はすべて取締役会の承認を得ております。

d. 取締役会等の責務

当社は、持株会社として個々の業務執行の権限を傘下の事業会社に委譲し、その監督とグループ全体の基本方針および基本戦略の立案を取締役会の重要な役割の一つとしております。グループ全体の管理に当たっては、中期経営計画を重要な管理ツールとし、事業会社の経営陣幹部による適切なリスクテイクと中長期的な企業価値の向上を促しております。

e. 株主との対話

当社では、株主からの質問に対してはIR等の専門の担当者が丁寧に対応し、要望事項等はコーポレート・コミュニケーション部ほかの関係部門で共有のうえ、可能な限り対応しております。また、原則として年1回IR説明会および決算説明会を開催し、当社の経営方針・経営計画について株主・投資家の理解が得られるよう努めております。加えて株主・投資家・アナリスト等から面談の要請があった場合には関係部門が連携し、必要な対応を実施しております。なお、2025年6月17日付で、コーポレート・コミュニケーション部は総務部に統合し、総務部は総務CSR部に名称変更を予定しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社グループは、国内外の法令遵守および企業倫理の徹底を図ることが経営の根幹であり、透明度の高い公正な経営体制を構築することが重要な経営課題であると捉え、コーポレート・ガバナンスの向上に取り組んでおります。以下aからgは2025年6月16日現在の体制であり、当社グループの事業規模・事業内容に合致し、広範な見地からの意見、事業責任者等の実務的な意見をバランスよく取り入れることを可能にすることで、慎重な経営判断と監督機能の強化につながっております。また、一方でグループ経営会議については、取締役会による授權の範囲内で常勤役員による迅速な意思決定を可能としており、経営の効率化につながっております。当社は、このような理由から現状のガバナンス体制を採用しております。

a. 取締役会

取締役は、12名ですが、そのうち社外取締役は4名であります。

取締役会は、原則として毎月1回、年間12回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(構成員の氏名)

取締役会長 米田昭正〈議長〉、取締役社長 小山佳延、専務取締役 三宅貞行、同 中之坊健介、
常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 瓜生修一、同 小林哲也、取締役（社外）高橋 洋、
同 堀 泰則、同 河崎雄亮、同 藤田清文

なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）今井克彦、監査役（社外）若松敬之は、取締役会の招集を受け出席しております。

(取締役会の活動状況)

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

地位	氏名	出席率（出席回数／開催回数）
代表取締役会長	米田 昭正	100%（12回／12回）
代表取締役社長	小山 佳延	100%（12回／12回）
代表取締役専務	三宅 貞行	100%（12回／12回）
専務取締役	中之坊 健介	100%（12回／12回）
常務取締役	片本 義也	100%（12回／12回）
常務取締役	武藤 綾子	100%（12回／12回）
取締役	瓜生 修一	100%（10回／10回）
取締役	小林 哲也	92%（11回／12回）
取締役（社外）	高橋 洋	100%（12回／12回）
取締役（社外）	堀 泰則	100%（12回／12回）
取締役（社外）	河崎 雄亮	100%（12回／12回）
取締役（社外）	藤田 清文	92%（11回／12回）

取締役会における検討内容として、当社グループの経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。具体的には、当社グループの事業構造改革をさらに推し進めるための組織の一部改正や設備投資について審議したほか、グループガバナンスの再強化に伴うコンプライアンス・ポリシーの改正など、取締役会付議基準に基づく審議と報告を実施いたしました。

b. 監査役会

監査役は3名、うち社外監査役が2名で、経営監督機能の強化を図っております。監査役会は、原則として毎月1回（11月は2回）、年間13回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

(構成員の氏名)

監査役（常勤、社外）米田宗弘〈議長〉、監査役（常勤）今井克彦、監査役（社外）若松敬之

c. 人事・報酬諮問委員会

取締役の人事・報酬について独立社外取締役の助言・関与を受けるため、人事・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、取締役会、取締役会長および取締役社長の諮問機関として取締役の人事案（取締役候補者としての指名、役付役員の選定、担当業務の決定）および取締役の報酬案について審議し、その結果を取締役に報告しております。

(構成員の氏名)

取締役会長 米田昭正〈議長〉、取締役社長 小山佳延、取締役（社外）高橋 洋、同 堀 泰則、同 河崎雄亮、同 藤田清文

(人事・報酬諮問委員会の活動状況)

当事業年度は、人事・報酬諮問委員会を2回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

地位	氏名	出席率（出席回数／開催回数）
代表取締役会長	米田 昭正	100%（2回／2回）
代表取締役社長	小山 佳延	100%（2回／2回）
取締役（社外）	高橋 洋	100%（2回／2回）
取締役（社外）	堀 泰則	100%（2回／2回）
取締役（社外）	河崎 雄亮	100%（2回／2回）
取締役（社外）	藤田 清文	100%（2回／2回）

当事業年度における委員会では、人事案については、取締役候補の指名案、代表取締役および役付取締役の改選案ならびに取締役の担当案、取締役の担当業務の変更案を審議し、報酬等については取締役報酬額の改定を審議いたしました。

d. グループ経営会議

常勤役員の情報共有、取締役会に付議すべき事項その他の重要事項についての慎重な経営判断と取締役会の授権の範囲内で迅速な意思決定が行えるよう、常勤取締役を主要な構成員とするグループ経営会議を設置しております。

グループ経営会議は、社長室部長が議長となり、原則として隔週に開催しております。

(構成員の氏名)

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、専務取締役 三宅貞行、同 中之坊健介、
常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 瓜生修一

なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）今井克彦ならびにグループ執行役員 酒井 博、
常務執行役員 浅妻 勇、執行役員 安岡宗秀、同 勝山秀美、同 中峰秀紀、同 川上一敏、
同 稲垣勝久、同 森部勝巳は、グループ経営会議の招集を受け出席しております。

e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス改革本部を事務局として、当社グループの企業風土の改革、コンプライアンス意識を向上させる施策の策定、推進ならびにそのモニタリングを行うため、コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、毎月定期的に開催するほか、委員長が必要と認めたときに開催しております。また、弁護士資格を有するアドバイザーが出席し、同氏から指導・助言を受けております。

(構成員の氏名)

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、専務取締役 三宅貞行、常務取締役 武藤綾子、
取締役 瓜生修一、取締役（社外）藤田清文、監査役（常勤、社外）米田宗弘、
監査役（常勤）今井克彦、グループ執行役員 酒井 博

f. SDG s 委員会

環境・社会・ガバナンスなどSDG s の課題に対する当社グループの取組みを推進するため、SDG s 委員会を設置しております。

同委員会は、毎年定期的に開催するほか、委員長が必要と認めたときに開催しております。

(構成員の氏名)

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、専務取締役 三宅貞行、同 中之坊健介、
常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 瓜生修一
なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）今井克彦ならびにグループ執行役員 酒井 博、
常務執行役員 浅妻 勇、執行役員 安岡宗秀、同 勝山秀美、同 中峰秀紀、同 川上一敏、
同 稲垣勝久、同 森部勝巳は、SDG s 委員会の招集を受け出席しております。

g. 情報セキュリティ委員会

当社グループの情報セキュリティの維持・向上ならびに情報セキュリティに関わる重大な事故または事件発生時の対応の万全を期すため、情報セキュリティ委員会を設置しております。

同委員会は、毎年定期的に開催するほか、委員長が必要と認めたときに開催しております。

(構成員の氏名)

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、専務取締役 三宅貞行、同 中之坊健介、
常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 瓜生修一
なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）今井克彦ならびにグループ執行役員 酒井 博、
常務執行役員 浅妻 勇、執行役員 安岡宗秀、同 勝山秀美、同 中峰秀紀、同 川上一敏、
同 稲垣勝久、同 森部勝巳は、情報セキュリティ委員会の招集を受け出席しております。

※当社は、2025年6月17日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役12名選任の件」および「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は12名（うち、社外取締役4名）、監査役は3名（うち、社外監査役2名）となります。

また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「代表取締役および役付取締役の選定の件」、「取締役の担当業務の件」および「執行役員の選任ならびに担当業務の件」が付議される予定です。

これらが承認可決された場合、前記 a から g の会議および委員会の構成員は、以下のとおりとなる予定です。

なお、c. 人事・報酬諮問委員会の構成員は変更ありません。

a. 取締役会

取締役会長 米田昭正〈議長〉、取締役社長 小山佳延、取締役副社長 三宅貞行、
専務取締役 中之坊健介、常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 永崎安基、同 小林哲也、
取締役（社外）高橋 洋、同 堀 泰則、同 河崎雄亮、同 藤田清文
なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）加藤真人、監査役（社外）瀧本 敏は、取締役会
の招集を受け出席します。

b. 監査役会

監査役（常勤、社外）米田宗弘〈議長〉、監査役（常勤）加藤真人、監査役（社外）瀧本 敏

d. グループ経営会議

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、取締役副社長 三宅貞行、専務取締役 中之坊健介、
常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 永崎安基
なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）加藤真人ならびにグループ執行役員 酒井 博、
同 栗山千三、常務執行役員 浅妻 勇、同 保川敏雄、執行役員 安岡宗秀、同 勝山秀美、
同 川上一敏、同 稲垣勝久、同 大矢 司は、グループ経営会議の招集を受け出席します。

e. コンプライアンス委員会

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、取締役副社長 三宅貞行、常務取締役 武藤綾子、
取締役 永崎安基、取締役（社外）藤田清文、監査役（常勤、社外）米田宗弘、
監査役（常勤）加藤真人、グループ執行役員 酒井 博、同 栗山千三、
常務執行役員 浅妻 勇、執行役員 勝山秀美、同 稲垣勝久

f. SDGs委員会

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、取締役副社長 三宅貞行、専務取締役 中之坊健介、
常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 永崎安基
なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）加藤真人ならびにグループ執行役員 酒井 博、
同 栗山千三、常務執行役員 浅妻 勇、同 保川敏雄、執行役員 安岡宗秀、同 勝山秀美、
同 川上一敏、同 稲垣勝久、同 大矢 司は、SDGs委員会の招集を受け出席します。

g. 情報セキュリティ委員会

取締役会長 米田昭正、取締役社長 小山佳延、取締役副社長 三宅貞行、専務取締役 中之坊健介、
常務取締役 片本義也、同 武藤綾子、取締役 永崎安基
なお、監査役（常勤、社外）米田宗弘、監査役（常勤）加藤真人ならびにグループ執行役員 酒井 博、
同 栗山千三、常務執行役員 浅妻 勇、同 保川敏雄、執行役員 安岡宗秀、同 勝山秀美、
同 川上一敏、同 稲垣勝久、同 大矢 司は、情報セキュリティ委員会の招集を受け出席します。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システム（リスク管理体制を含む。）の整備の状況

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の事業活動における法令、社会規範および社内諸規程の遵守に関する基本方針として「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、これを周知させるための措置をとっております。

また、法令、社会規範および社内諸規程に則った企業行動を確保するため、取締役社長が組織する「コンプライアンス委員会」を置き、個別事案に関する検討および対応方針の決定を行うとともに、計画的に社内研修等を実施しております。

さらに、法令、社会規範および社内諸規程に反する行為が発生した、あるいは発生するおそれがある場合に、これを早期に発見し是正するため、使用人ほか社内外からの通報や相談を受け付ける「ヘルプライン」を設けております。

反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとし、その旨を「コンプライアンス・ポリシー」に明示しております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告を法令等に従って適正に作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用しております。

当社連結子会社の近畿日本ツーリスト株式会社においては、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして2024年5月に公正取引委員会から通知を受けました。同社は、公正取引委員会による調査に全面的に協力し、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。同事案の発覚後は、独占禁止法に関する研修等を実施し、改めて独占禁止法の遵守と再発防止策の徹底に取り組んでおります。

なお、法令、社会規範および社内諸規程の遵守の状況に関し、「監査部」による内部監査を実施しております。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」「文書保管保存規則」「機密情報管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程を整備し、これらに則った情報の適切な保存および管理を実施しております。

「監査部」は、情報の保管・保存が適切に処理または実行されているか否かを審査しております。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動等に伴うリスクを適切に管理するため、安全管理部が旅客事故に関するリスクマネジメント事務を担当するとともに、その他のリスクに関して総務部がリスクマネジメント事務を担当し、個別事案に関する検討および対応方針の決定を行うとともに、リスク洗い出しのための「リスクアセスメント会議」を開催しております。

また、特に重要性が高い情報セキュリティに関わるリスクについては、取締役社長が組織する「情報セキュリティ委員会」およびその下に置く「情報セキュリティ部会」において、個別事案に関する検討および対応方針の決定を行っております。

なお、リスクを含む重要な案件については必要に応じ取締役会または「グループ経営会議」において審議を行っております。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議により、適正な業務組織と分掌事項および取締役と執行役員の担当業務を明確に定めております。また、業務執行を統括する取締役社長の下、業務を執行する取締役および執行役員に対して、相互牽制の観点にも配慮しつつ、必要に応じて一定の基準により決裁権限を委譲しております。

なお、効率的な意思決定と情報の共有を図るため、常勤の取締役等で構成される「グループ経営会議」を置いております。

日常の業務処理については、基準となるべき社内規程等を整備しております。また、業務改善の促進や経営効率の向上等に資するため、「監査部」による内部監査を実施しております。

(e) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社において、法令、社会規範および社内諸規程の遵守に関する基本指針として、「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、これを周知させるための措置をとっております。また、子会社において、その事業規模に応じ、「法令倫理管理センター」または「コンプライアンス管理者」を置くほか、計画的に社内研修等を実施しております。

子会社の法務、経理関係業務に加え、法令、社会規範、社内諸規程の遵守のため各社が行う教育および研修については、当社の担当部署が必要に応じて支援、指導を行います。また、法令、社会規範および社内諸規程に反する行為に関し、子会社の役員および使用人からの通報や相談を受け付ける体制を整備しております。

さらに、当社の内部監査部門は、子会社を対象とした監査を各社の内部監査部門または関係部門と連携して随時実施し、法令、社会規範および社内諸規程の遵守状況の確認等を行うとともに、各社と相互に情報交換を行っております。

また、当社と親会社との間で利益の相反する取引を実施するに当たっては、親会社以外の株主の利益に配慮し、取締役会において慎重に検討を行っております。

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する一定の基準に該当する事項については、「グループ経営会議」の承認を要することとするほか、子会社からの情報収集を適時適切に行い、業務の実態を正確に把握するとともに、これを評価、是正するため、必要に応じて当社の「監査部」等による監査を実施する体制を整備しております。

ウ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける事業活動等のリスクを適切に管理するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社におけるリスクを含む重要な案件について情報を収集し、必要に応じて取締役会その他の会議体において審議を行っております。また、特に重要と判断したリスクの管理については、グループ横断的な管理体制を整備しております。

エ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の業務執行について、当社「グループ経営会議」および取締役会による承認の可否を定め、重要事項を除いて各社が迅速に業務を執行できる体制を整備しております。また、グループ各社間の業務の連携および調整については、当社がグループ全体の企業価値向上の観点から適宜行うとともに、各社の法務、経理関係業務については、当社の担当部署が必要に応じて支援、指導を行っております。

(f) 監査役の監査に関する体制

ア. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社の監査役会および監査役の監査に関する事務を処理するため、「監査役室」を置いております。

イ. 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」所属の使用人は監査役の指揮を受け、その異動および評価については常勤の監査役の同意を得ております。

ウ. 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査役室」所属の使用人は、当社の取締役および執行役員ならびにその指揮下にある使用人を介さず、当社の監査役から直接指示を受け、また当社の監査役に直接報告を行っております。

エ. 当社の監査役への報告に関する体制

(ア) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役に対して、業務執行に係る文書その他の重要な文書を回付するとともに、法定事項のほか、事業等のリスクその他の重要事項の発生を認識する都度、速やかにその内容を報告しております。また、監査役が職務の必要上報告および調査を要請した場合には、積極的にこれに協力しております。

さらに、業務執行取締役および執行役員は、常勤の監査役と定期的に面談し、業務に関する報告等を行っております。

このほか、当社の内部監査部門は、内部監査の結果を定期的に監査役に報告しております。また、「ヘルプライン」において、法令、社会規範および社内諸規程に反する行為に関する通報や相談を受け付けた場合に、その内容を速やかに当社の監査役に報告しております。

(イ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役から求めがあった場合に事業に関する報告および調査を行い、積極的にこれに協力するほか、内部統制上重要な事項が生じた場合には「関係会社管理規程」に基づき報告しております。また、当社の取締役、執行役員および使用人は、子会社から報告を受けた事項について、必要に応じて当社の監査役に報告しております。

オ. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規則」において、当社の監査役に報告をしたことにより不利益な扱いをしてはならないことを明確に定めるなど、必要な措置をとっております。

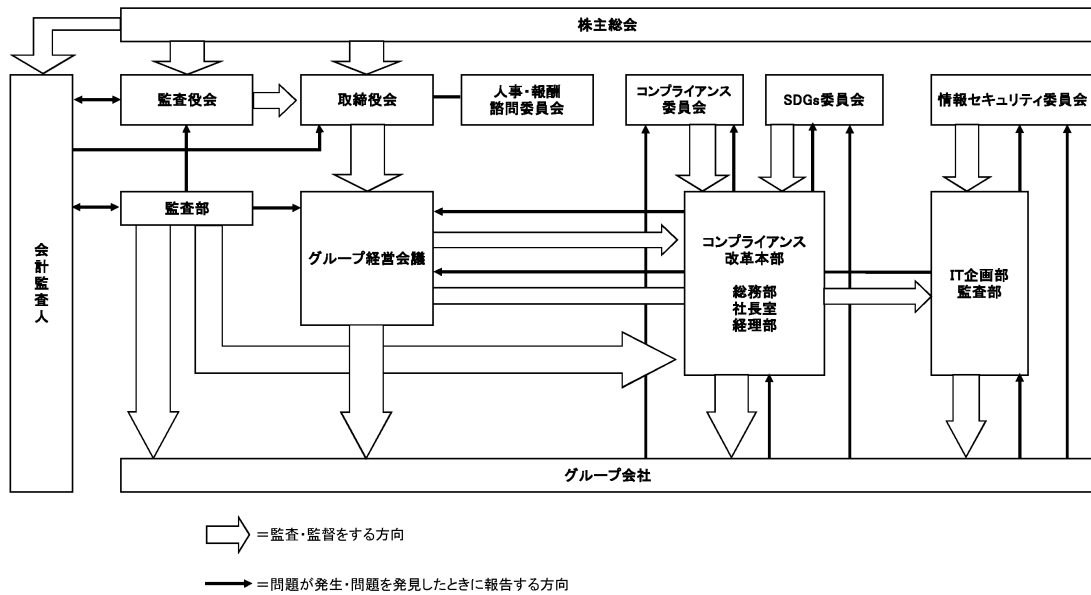
カ. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から、その職務の執行について、費用の前払い、支出した費用および利息の償還、負担した債務の債権者に対する弁済等が請求された場合は、監査役の職務の執行に不要なものであることが明白なときを除き、速やかにその請求に応じております。

キ. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤の監査役は、「グループ経営会議」等の当社の重要な会議に出席し、意見を述べることであり、監査役会は、必要に応じて取締役、執行役員、使用人および会計監査人その他の関係者の出席を求めることができます。

※会社の機関・内部統制の関係図



b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、独立社外取締役である高橋 洋氏、堀 泰則氏、河崎雄亮氏および藤田清文氏と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

c. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、費用は当社が全額負担しております。当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任については填補の対象としない旨の免責条項を付しており、役員の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は5名以上とする旨を定款に定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

f. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な自己株式の買受けを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h. 種類株式に関する事項

当社は、種類株式発行会社であり、普通株式のほかにA種種類株式およびB種種類株式を発行しております。普通株式の単元株式数は100株であります。A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は1株であります。普通株式は、権利内容に制限のない株式であります。A種種類株式およびB種種類株式は株主総会において議決権を有していません。これは、両種類株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。

なお、種類株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ① 株式の総数」をご参照ください。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2025年6月16日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 14名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 6.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	米田 昭正	1960年2月12日	1982年4月 2004年5月 2008年9月 2012年6月 2015年4月 2016年6月 2019年6月 2023年6月 2024年6月	近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)入社 KINTETSU ENTERPRISES CO. OF AMERICA取締役 同社取締役社長 株式会社近鉄ホテルシステムズ(現株式会社近鉄・都ホテルズ)取締役 同社常務取締役 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 常務執行役員 当社取締役社長 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 当社取締役会長(現)	※1	普通株式 10,100
取締役社長 (代表取締役)	小山 佳延	1961年12月9日	1982年3月 2007年6月 2008年6月 2011年6月 2013年1月 2013年6月 2019年6月 2020年6月 2024年6月	当社入社 クラブツーリズム株式会社執行役員 同社取締役 同社専務取締役 当社取締役 クラブツーリズム株式会社取締役社長 当社常務取締役 当社専務取締役 当社取締役社長(現)	※1	普通株式 15,450
専務取締役 (代表取締役) 経理部および 監査部担当	三宅 貞行	1959年9月13日	1983年4月 2016年6月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2020年6月	近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)入社 近鉄不動産株式会社取締役 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 常務執行役員 近畿車輛株式会社監査役 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員 当社専務取締役(現)	※1	普通株式 6,200
専務取締役 社長室長、 コンプライアンス 改革本部長、 地域共創推進室 および訪日事業 推進室担当	中之坊 健介	1963年5月11日	1987年4月 2016年6月 2018年6月 2021年6月 2022年6月 2023年4月 2023年6月	近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)入社 近鉄不動産株式会社執行役員 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 当社常務執行役員 当社専務取締役(現)	※1	普通株式 5,000
常務取締役 コンプライアンス 改革本部副本部 長、 コーポレート・ コミュニケーション 部担当	片本 義也	1963年1月23日	1986年4月 2018年6月 2021年6月 2023年6月 2024年6月	当社入社 株式会社近畿日本ツーリスト九州(現近畿日本ツーリスト株式会社)取締役 当社執行役員 当社取締役 当社常務取締役(現)	※1	普通株式 2,091
常務取締役 人事部担当	武藤 綾子	1963年12月27日	1986年4月 2017年6月 2020年6月 2023年6月 2024年6月	当社入社 クラブツーリズム株式会社執行役員 同社取締役 当社取締役 当社常務取締役(現)	※1	普通株式 2,097

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	瓜生 修一	1960年3月25日	1982年4月 2013年1月 2017年6月 2018年4月 2020年6月 2021年4月 2023年4月 2023年9月 2024年6月	当社入社 当社執行役員 当社取締役 株式会社KNT-CTウェブトラベル（現近畿 日本ツーリスト株式会社）取締役社長 当社常務取締役 株式会社KNT-CT・ITソリューションズ 取締役社長 株式会社近畿日本ツーリストブループラネット 取締役社長 近畿日本ツーリスト株式会社取締役社長（現） 当社取締役（現）	※1	普通株式 3,629
取締役	小林 哲也	1943年11月27日	1968年4月 2001年6月 2003年6月 2005年6月 2007年6月 2014年3月 2015年4月 2016年3月 2019年6月 2020年6月 2023年6月 2024年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホール ディングス株式会社）入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役社長 当社取締役 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 会長 近鉄不動産株式会社取締役会長 当社取締役会長 当社取締役（現） 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 会長グループCEO 同社取締役会長 同社取締役相談役（現）	※1	普通株式 2,000
取締役	高橋 洋	1954年9月3日	1977年4月 2001年6月 2007年6月 2008年10月 2011年6月 2017年6月 2020年6月 2023年4月 2024年6月	日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部 長 同行理事 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員 スカイネットアジア航空株式会社（現株式会社 ソラシドエア）取締役社長 当社取締役（現） 株式会社日本経済研究所取締役社長 株式会社価値総合研究所取締役会長 飯野海運株式会社監査役（社外） 株式会社日本経済研究所取締役 株式会社民間資金等活用事業推進機構取締役会 長兼社長（現）	※1	-
取締役	堀 泰則	1948年4月6日	1975年9月 2001年2月 2013年12月 2019年6月	株式会社ひだホテルプラザ入社 同社取締役社長 同社取締役会長（現） 当社取締役（現）	※1	-
取締役	河崎 雄亮	1954年6月21日	1984年10月 2010年6月 2016年7月 2017年6月 2020年6月 2022年6月	監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法 人）入社 同法人代表社員 河崎雄亮公認会計士事務所開業 当社監査役 株式会社近鉄エクスプレス監査役（社外） 神鋼鋼線工業株式会社監査役（社外） 当社取締役（現）	※1	-
取締役	藤田 清文	1972年7月21日	2000年4月 2008年3月 2009年8月 2014年5月 2016年6月 2023年6月	淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・ 山上合同）入所（現） 日土地アセットメントマネジメント株式会社 （現中央日土地アセットマネジメント株式会 社）コンプライアンス委員会外部委員（現） フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会特別委員 株式会社フェリシモ取締役（社外、現） いちごグリーンインフラ投資法人 監督役員 （現） 当社取締役（現）	※1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	米田 宗弘	1957年3月8日	1979年4月 2010年11月 2011年6月 2012年6月 2013年12月 2015年4月 2017年8月 2019年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 株式会社近鉄ホテルシステムズ（現株式会社近鉄・都ホテルズ）取締役 同社常務取締役 近畿日本鉄道株式会社執行役員 株式会社近鉄旅館システムズ取締役社長 株式会社近鉄・都ホテルズ専務取締役 近鉄保険サービス株式会社取締役社長 当社監査役（常勤）（現）	※2	普通株式 800
監査役 (常勤)	今井 克彦	1958年12月20日	1981年4月 2009年1月 2010年3月 2013年12月 2016年3月	当社入社 当社執行役員 当社取締役 株式会社KNTビジネスクリエイト（現株式会社KBC）取締役社長 当社監査役（常勤）（現）	※2	普通株式 2,000
監査役	若松 敬之	1955年9月21日	1980年4月 2007年6月 2012年12月 2015年4月 2016年11月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2023年3月 2023年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 近鉄不動産株式会社執行役員 近鉄住宅管理株式会社取締役 同社常務取締役 近鉄不動産株式会社取締役 同社常務取締役 同社監査役 当社監査役（現） 近畿日本鉄道株式会社監査役 株式会社近鉄エクスプレス監査役（現）	※2	普通株式 100
計						普通株式 49,467

- (注) 1. 任期（※1）は、2024年6月14日開催の定時株主総会終結の時から2025年6月17日開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期（※2）は、2023年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役高橋 洋、同堀 泰則、同河崎雄亮および同藤田清文は、社外取締役であります。
4. 監査役米田宗弘および同若松敬之は、社外監査役であります。
5. 当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
白川 正彰	1959年9月30日	1982年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 2014年6月 同社執行役員 2016年6月 同社取締役常務執行役員 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員 2019年6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役専務執行役員 2023年6月 株式会社近鉄・都ホテルズ監査役（現）	-

2025年6月17日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役12名選任の件」および「監査役2名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況およびその任期は、以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性 14名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 6.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	米田 昭正	1960年2月12日	1982年4月 2004年5月 2008年9月 2012年6月 2015年4月 2016年6月 2019年6月 2023年6月 2024年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 KINTETSU ENTERPRISES CO. OF AMERICA取締役 同社取締役社長 株式会社近鉄ホテルシステムズ（現株式会社近鉄・都ホテルズ）取締役 同社常務取締役 近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員 当社取締役社長 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 当社取締役会長（現）	※1	普通株式 10,100
取締役社長 (代表取締役)	小山 佳延	1961年12月9日	1982年3月 2007年6月 2008年6月 2011年6月 2013年1月 2013年6月 2019年6月 2020年6月 2024年6月	当社入社 クラブツーリズム株式会社執行役員 同社取締役 同社専務取締役 当社取締役 クラブツーリズム株式会社取締役社長 当社常務取締役 当社専務取締役 当社取締役社長（現）	※1	普通株式 15,450
取締役副社長 (代表取締役) 経理部および 監査部担当	三宅 貞行	1959年9月13日	1983年4月 2016年6月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2020年6月 2025年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 近鉄不動産株式会社取締役 近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員 近畿車輛株式会社監査役 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員 当社専務取締役 当社取締役副社長（現）	※1	普通株式 6,200
専務取締役 (代表取締役) 社長室長、 コンプライアンス 改革本部長、 地域共創推進室	中之坊 健介	1963年5月11日	1987年4月 2016年6月 2018年6月 2021年6月 2022年6月 2023年4月 2023年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 近鉄不動産株式会社執行役員 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 当社常務執行役員 当社専務取締役（現）	※1	普通株式 5,000
常務取締役 コンプライアンス 改革本部副本部 長、 総務CSR部担当	片本 義也	1963年1月23日	1986年4月 2018年6月 2021年6月 2023年6月 2024年6月	当社入社 株式会社近畿日本ツーリスト九州（現近畿日本ツーリスト株式会社）取締役 当社執行役員 当社取締役 当社常務取締役（現）	※1	普通株式 2,091
常務取締役 人事部担当	武藤 綾子	1963年12月27日	1986年4月 2017年6月 2020年6月 2023年6月 2024年6月	当社入社 クラブツーリズム株式会社執行役員 同社取締役 当社取締役 当社常務取締役（現）	※1	普通株式 2,097

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	永崎 安基	1965年 7 月 5 日	1988年 4 月 2010年 1 月 2018年 4 月 2018年10月 2020年 6 月 2021年10月 2023年 9 月 2024年10月 2025年 6 月	当社入社 株式会社イベントアンドコンベンションハウス 取締役社長 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジ ネス執行役員 同社取締役 同社常務取締役 近畿日本ツーリスト株式会社取締役 株式会社ツーリストエキスパート（現株式会社 近鉄HRパートナーズ）専務取締役 株式会社近鉄HRパートナーズ常務取締役 近畿日本ツーリスト株式会社取締役社長（現） 当社取締役（現）	※ 1	普通株式 1,000
取締役	小林 哲也	1943年11月27日	1968年 4 月 2001年 6 月 2003年 6 月 2005年 6 月 2007年 6 月 2014年 3 月 2015年 4 月 2016年 3 月 2019年 6 月 2020年 6 月 2023年 6 月 2024年 6 月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホール ディングス株式会社）入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役社長 当社取締役 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 会長 近鉄不動産株式会社取締役会長 当社取締役会長 当社取締役（現） 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 会長グループCEO 同社取締役会長 同社取締役相談役（現）	※ 1	普通株式 2,000
取締役	高橋 洋	1954年 9 月 3 日	1977年 4 月 2001年 6 月 2007年 6 月 2008年10月 2011年 6 月 2017年 6 月 2020年 6 月 2023年 4 月 2024年 6 月	日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部 長 同行理事 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員 スカイネットアジア航空株式会社（現株式会社 ソラシドエア）取締役社長 当社取締役（現） 株式会社日本経済研究所取締役社長 株式会社価値総合研究所取締役会長 飯野海運株式会社監査役（社外） 株式会社日本経済研究所取締役 株式会社民間資金等活用事業推進機構取締役会 長兼社長（現）	※ 1	-
取締役	堀 泰則	1948年 4 月 6 日	1975年 9 月 2001年 2 月 2013年12月 2019年 6 月	株式会社ひだホテルプラザ入社 同社取締役社長 同社取締役会長（現） 当社取締役（現）	※ 1	-
取締役	河崎 雄亮	1954年 6 月21日	1984年10月 2010年 6 月 2016年 7 月 2017年 6 月 2020年 6 月 2022年 6 月	監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法 人）入社 同法人代表社員 河崎雄亮公認会計士事務所開業 当社監査役 株式会社近鉄エクスプレス監査役（社外） 神鋼鋼線工業株式会社監査役（社外） 当社取締役（現）	※ 1	-
取締役	藤田 清文	1972年 7 月21日	2000年 4 月 2008年 3 月 2009年 8 月 2014年 5 月 2016年 6 月 2023年 6 月	淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・ 山上合同）入所（現） 日土地アセットメントマネジメント株式会社 （現中央日土地アセットマネジメント株式会 社）コンプライアンス委員会外部委員（現） フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会特別委員 株式会社フェリシモ取締役（社外、現） いちごグリーンインフラ投資法人 監督役員 （現） 当社取締役（現）	※ 1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	米田 宗弘	1957年3月8日	1979年4月 2010年11月 2011年6月 2012年6月 2013年12月 2015年4月 2017年8月 2019年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 株式会社近鉄ホテルシステムズ（現株式会社近鉄・都ホテルズ）取締役 同社常務取締役 近畿日本鉄道株式会社執行役員 株式会社近鉄旅館システムズ取締役社長 株式会社近鉄・都ホテルズ専務取締役 近鉄保険サービス株式会社取締役社長 当社監査役（常勤）（現）	※2	普通株式 800
監査役 (常勤)	加藤 真人	1962年3月8日	1984年4月 2011年1月 2016年3月 2019年6月 2023年4月 2025年6月	当社入社 当社執行役員 当社取締役 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏（現近畿日本ツーリスト株式会社）監査役 株式会社近畿日本ツーリストブループラネット 監査役 当社監査役（現）	※3	普通株式 5,700
監査役	瀧本 敏	1961年7月12日	1985年4月 2010年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月 2021年5月 2024年6月 2025年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 全日本コンサルタント株式会社取締役 全日本コンサルタント株式会社常務取締役 近鉄ケーブルネットワーク株式会社取締役 こまどりケーブル株式会社取締役 近鉄技術ホールディングス株式会社取締役 近鉄軌道エンジニアリング株式会社常務取締役 全日本コンサルタント株式会社取締役 同社常務取締役 株式会社近鉄エクスプレス監査役（現） 当社監査役（現）	※3	-
計						普通株式 50,438

- (注) 1. 任期（※1）は、2025年6月17日開催予定の定時株主総会終結の時から2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期（※2）は、2023年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期（※3）は、2025年6月17日開催予定の定時株主総会終結の時から2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役高橋 洋、同堀 泰則、同河崎雄亮および同藤田清文は、社外取締役であります。
5. 監査役米田宗弘および同瀧本 敏は、社外監査役であります。
6. 当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
白川 正彰	1959年9月30日	1982年4月 2014年6月 2016年6月 2019年6月 2023年6月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 同社執行役員 同社取締役常務執行役員 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員 近鉄グループホールディングス株式会社取締役専務執行役員 株式会社近鉄・都ホテルズ監査役（現）	-

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の高橋 洋氏および堀 泰則氏は、ともに経営者としての豊富な経験と高い識見を有し、広範な見地から経営全般に関する助言をいただいております。同河崎雄亮氏は、公認会計士としての幅広い経験と高い識見を活かし、多様な視点から当社経営に助言をいただいております。同藤田清文氏は弁護士としての幅広い知識と識見を有し、当社グループのコンプライアンスの向上に重要な役割を果たしております。

また、社外監査役の米田宗弘氏については、長年経理業務および近鉄グループのホテル・レジャー事業等の経営に携わっており、財務、会計および総務に関する相当程度の知見、同若松敬之氏については総務、監査業務に関する専門的な知見をそれぞれ有しており、当社の監査業務の強化を果たしていただいております。

社外役員と当社の間には、重要な人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、社外監査役の米田宗弘氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者を務めた経歴があり、若松敬之氏は現在特定関係事業者の監査役を務めております。

なお、2025年6月17日に監査役に就任予定の瀧本 敏氏は、主に近鉄グループの技術管理部門に携わっており、当社の監査業務の強化に寄与していただけると判断しております。また、同氏は現在特定関係事業者の監査役を務めております。

当社は、社外取締役および社外監査役のうち、次の各項目のいずれにも該当しない者を独立社外役員として認識しており、社外取締役の高橋 洋氏、同堀 泰則氏、同河崎雄亮氏および同藤田清文氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

- a. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員及び使用人
- b. 親会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人
- c. 兄弟会社（当社と親会社を同一にする会社）の業務執行取締役、執行役員及び使用人
- d. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- e. 最近3年以内に当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- f. 最近3年以内に当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている法人、団体等の業務執行者
- g. 過去に1度でもaに該当していた者
- h. 最近5年以内にbまたはcに該当していた者
- i. 上記a～hの配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、これらの社外役員に対して、社外取締役については総務部が、社外監査役については監査役室がそれぞれ窓口になり、情報の共有を図っております。さらに社外監査役については、内部監査および会計監査人による監査との連携を図るため、監査の報告会に同席いただいております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員

2025年6月16日現在、当社の監査役は3名で、そのうち2名が当社とは特別の利害関係のない社外監査役であります。また、常勤の監査役を2名選定しております。

常勤監査役の米田宗弘氏は長年にわたり、経理業務および近鉄グループのホテル、レジャー事業等の経営に携わり、豊富な経験と高い識見を有しております。

同監査役の今井克彦氏は当社取締役として人事部を担当した経験を有し、現在は当社監査役（常勤）として当社グループの監査を実施しております。

非常勤監査役の若松敬之氏は、総務、監査業務に関し幅広い知識と経験があり当社グループの業務への理解も有しております。

なお、監査役会および監査役監査に関する事務を行う専任部署として監査役室を設置しております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回（11月は2回）、年間13回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。

監査の方針および実施計画を決定するとともに、各監査役が実施した日常監査の結果を報告するほか、必要に応じて会計監査人、監査部と情報共有および意見交換を行いました。また、会社が推進するコンプライアンス・ガバナンス改革への取組についても関係取締役から報告を受け、監査役間で意見交換し、内部統制システムの整備・運用状況の相当性、会計監査人の監査の方法および結果の評価、会計監査人の報酬、監査報告書の作成等に関して審議しました。

当事業年度において監査役会は14回開催され、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

区分	氏名	出席率（出席回数／開催回数）
監査役（常勤・社外）	米田 宗弘	100%（14回／14回）
監査役（常勤）	今井 克彦	100%（14回／14回）
監査役（非常勤・社外）	若松 敬之	100%（14回／14回）

c. 監査役の主な活動

常勤の監査役は取締役会に出席するほか、グループ経営会議、コンプライアンス委員会、その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、業務執行報告書等を閲覧し、本社等において業務および財産状況を調査・確認しました。

会計監査人とは、定期的に会計監査の報告を受けるほか、適宜情報交換の機会を持ち、監査上の主要な検討事項（KAM）についても、意見交換を行っております。

連結子会社の監査役とは、グループ監査役会議を開催し、定期監査結果の報告を受けるとともに情報共有および意見交換を行いました。

さらに、連結子会社については、適宜、監査部および会計監査人の監査に立会い、業務および財産の状況を調査するほか、監査の相当性について確認するとともに、連結子会社の取締役と意思疎通および情報交換を行いました。

なお、当社は、2025年6月17日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き3名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成されることになります。

② 内部監査の状況

a. 組織・人員等

業務の円滑な遂行を期するとともに会社財産の保全、経営の合理化および能率推進を図るため、内部監査を行う専任部署として監査部（14名）を設置しております。

監査部は、年間の監査計画に基づき、当社および連結子会社の支店等の経理監査、業務監査を実施し、業務改善に向けた具体的な助言、指導を行っております。

b. 内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携

監査役および監査部は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から、監査計画、監査結果等に関する報告を随時聴取し、相互に意見交換しております。また、常勤の監査役は必要に応じて会計監査人が実施する監査に立会いしております。

監査役は、監査部から、監査計画、監査結果等に関する報告を随時聴取し、相互に意見交換しております。また、常勤の監査役は必要に応じて監査部が実施する内部監査に立会いしております。

c. 内部監査の実効性を確保するための取組み

監査部は、監査結果については、定期的に常勤の取締役および監査役が出席するグループ経営会議で定期的に報告するほか、監査役会でも報告する体制をとっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

1975年以降

上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間については調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 小林 雅彦

指定有限責任社員 業務執行社員 和田 安弘

指定有限責任社員 業務執行社員 清水 俊直

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務にかかる補助者は、公認会計士11名、会計士試験合格者等9名およびその他23名であります。

e. 会計監査人の選定の方針と評価

当社は会計監査人を選定するにあたり、会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれにも該当していないこと、会計監査人として独立性および専門性を有していること、公認会計士・監査審査会による検査の結果、重要な不備が認められないこと等を勘案した監査役会の評価に基づき有限責任 あずさ監査法人を選定しております。ただし、会計監査人の職務の遂行の状況その他の事情を勘案して、必要と認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定を行う方針です。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	158	—	158	—
連結子会社	14	—	24	—
計	173	—	182	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬（aを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	8	19	8	12
計	8	19	8	12

（注）連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告書作成等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針については特に定めておりませんが、当社グループの事業内容や事業規模を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から監査計画および報酬等の見積りを受領し、その内容に関して前年度の監査実績の分析・評価結果との整合性を確認し、総合的に判断した結果、妥当と認めました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、1999年3月30日開催の定時株主総会において、月額報酬総額18,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会後の取締役の員数は、17名であります。

また、監査役の報酬の額は、1995年3月30日開催の定時株主総会において、月額報酬総額4,500千円以内と決議されております。当該定時株主総会後の監査役の員数は、3名であります。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 方針の決定方法

当社の取締役会は、独立社外取締役および独立社外監査役が過半数を占める人事・報酬諮問委員会（2019年5月10日開催）に諮問し同意を得たうえ、2019年6月19日に取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「取締役の報酬制度」という。）を決議いたしました。

(b) 取締役の報酬制度の概要

(常勤取締役)

報酬は月次の金銭報酬のみで、固定報酬および業績連動報酬からなります。両報酬の構成割合は、50%ずつを基準としております。

ア. 固定報酬

取締役の役職に応じて決定しており、使用人兼務役員の使用人分給与を含みます。

イ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、連結業績の向上に向けたインセンティブを働かせるため、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし、業績連動報酬の基準額（固定報酬と同額）に、上記の指標に応じた乗数を乗じて業績連動報酬を算定しております。なお、株主に対する配当を実施するまで業績連動報酬の増額は行わないこととしております。

当連結会計年度の業績連動報酬算定の基礎とした第87期（2024年3月期）の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、以下のとおりであります。

連結営業利益	7,272百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	7,540百万円
--------	----------	-----------------	----------

このほか、中長期の業績向上に向けたインセンティブを働かせるため、常勤取締役は、職位に応じた金銭を自ら拠出して当社株式のりという（累積投資制度）に投資することとしております。

(非常勤取締役<子会社の常勤取締役>)

子会社の業績連動報酬を別途子会社から収受することから、報酬は月次の金銭報酬のみで、固定報酬のみであります。

(その他の非常勤取締役)

報酬は月次の金銭報酬のみで、固定報酬のみであります。

(c) 取締役の個人別の報酬決定について

当社の取締役会は、取締役社長が各取締役の会社業績への貢献、執務状況等を評価するのが最も適任であると判断し、取締役社長に対して、人事・報酬諮問委員会の同意を得ることを条件に、取締役の個人別の報酬を(b)により算定した基準額（以下「報酬基準額」といいます。）の上下20%の範囲内で増減する権限を委任しております。当連結会計年度においては、取締役会長米田昭正がこの権限に基づき、各人別の報酬の決定を行っております。

c. 監査役の報酬

監査役の報酬は、監査役の協議により定めております。

d. 取締役の個人別の報酬の内容が取締役の報酬制度に沿うものであると取締役会が判断した理由

当連結会計年度の取締役の個人別の報酬は、取締役会の定めた方針に従い、人事・報酬諮問委員会の同意の下、決定しておりますので、その内容は、取締役の報酬制度に沿うものであると判断しております。

e. 役員報酬の決定過程における人事・報酬諮問委員会の活動内容

当事業年度中の人事・報酬諮問委員会においては、2024年5月9日に開催し、取締役の人事や報酬額について審議を行いました。

f. 役員退職慰労金については、2003年3月末日をもって廃止しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	146	71	74	8
監査役 (社外監査役を除く。)	8	8	—	1
社外役員	32	32	—	6

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分において、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを保有目的とするものを「純投資目的である投資株式」、純投資目的以外の保有目的とするものを「純投資目的以外の目的である投資株式」と定めております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施しておりますが、毎年個別銘柄ごとに保有目的および保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているかを精査し、取締役会に報告することとしております。なお、保有の意義が認められなくなったと判断した株式については、縮減を含め見直しを進めていくこととしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	17	229
非上場株式以外の株式	9	3,819

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	3	1,136

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
東海旅客鉄道株式会社	475,000	475,000	乗車券類の委託販売契約に基づく乗車券類の販売および乗車券類を組み入れた国内旅行商品の造成、販売等の拡大を図るため（注）1	無
	1,355	1,769		
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	549,500	1,099,000	主要取引金融機関として、金融取引面での安定的な取引関係を維持するとともに、営業面では主にMICEや業務渡航等の取扱いの拡大を図るため（注）1	無
	1,105	1,711		
西日本旅客鉄道株式会社	200,000	100,000	乗車券類の委託販売契約に基づく乗車券類の販売および乗車券類を組み入れた国内旅行商品の造成、販売等の拡大を図るため（注）1、2	無
	583	627		
株式会社近鉄百貨店	256,665	256,665	顧客紹介による個人旅行および団体旅行の取扱い等を通じて、近鉄グループ企業間の協業を推進するため（注）1	有
	563	608		
九州旅客鉄道株式会社	27,200	27,200	乗車券類の委託販売契約に基づく乗車券類の販売および乗車券類を組み入れた国内旅行商品の造成、販売等の拡大を図るため（注）1	無
	99	96		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	16,110	10,770	主要取引金融機関として、金融取引面での安定的な取引関係を維持するとともに、営業面では主にMICEや業務渡航等の取扱いの拡大を図るため（注）1、3	無
	61	95		
南海電気鉄道株式会社	14,000	14,000	同社のグループ会社との間の旅行取扱いに関する委託契約等に基づく当社旅行商品の提携販売取引の強化を図るため（注）1	有
	34	44		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
東日本旅客鉄道株式会社	4,800	1,600	乗車券類の委託販売契約に基づく乗車券類の販売および乗車券類を組み入れた国内旅行商品の造成、販売等の拡大を図るため（注）１、４	無
	14	14		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	842	1,842	主要取引金融機関として、金融取引面での安定的な取引関係を維持するとともに、営業面では主にM I C Eや業務渡航等の取扱いの拡大を図るため（注）１	無
	3	5		

（注）１．定量的な保有効果の記載が困難なため、保有の合理性を以下のとおり検証しております。

- （１）保有目的に関しては、相手先企業との業務提携、取引関係があり、事業面での株式保有の意義があるか、営業取引による収益率が資本コストを上回っているか、当社グループの事業継続にとって必要不可欠な重要な取引があるかといった観点から検証しております。
 - （２）保有に伴う便益・リスクに関しては、年間受取配当金および株式評価損益による収益率が資本コストを上回っているか、株式保有継続に伴う重要なリスクがないかといった観点から検証しております。
- ２．西日本旅客鉄道株式会社は2024年４月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。
 - ３．株式会社三井住友フィナンシャルグループは2024年10月１日付で普通株式１株を３株とする株式分割を行っております。
 - ４．東日本旅客鉄道株式会社は2024年４月１日付で普通株式１株を３株とする株式分割を行っております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表および事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構や監査法人等が行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,142	12,183
預け金	72,135	76,200
受取手形、営業未収金及び契約資産	※1 20,595	※1 18,669
旅行前払金	10,551	13,851
その他	3,095	2,890
貸倒引当金	△28	△21
流動資産合計	119,491	123,774
固定資産		
有形固定資産		
建物	912	964
減価償却累計額	△402	△454
建物（純額）	510	510
その他	1,830	1,374
減価償却累計額	△1,255	△870
その他（純額）	575	504
有形固定資産合計	1,086	1,014
無形固定資産		
ソフトウェア	887	963
その他	108	223
無形固定資産合計	996	1,187
投資その他の資産		
投資有価証券	5,197	※2 4,481
退職給付に係る資産	1,627	1,480
繰延税金資産	623	1,135
その他	3,514	4,094
貸倒引当金	△454	△434
投資その他の資産合計	10,508	10,757
固定資産合計	12,591	12,959
資産合計	132,082	136,734

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	21,776	16,178
未払法人税等	198	299
預り金	※1 13,332	※1 15,078
旅行券等	※1 16,164	※1 14,482
旅行前受金	※1 25,866	※1 30,172
賞与引当金	2,711	1,989
その他	5,682	5,012
流動負債合計	85,732	83,214
固定負債		
繰延税金負債	297	178
その他	1,881	2,019
固定負債合計	2,178	2,197
負債合計	87,910	85,412
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	55,123	55,123
利益剰余金	△13,369	△5,689
自己株式	△16	△17
株主資本合計	41,837	49,516
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,816	1,215
繰延ヘッジ損益	57	71
為替換算調整勘定	585	660
退職給付に係る調整累計額	△181	△205
その他の包括利益累計額合計	2,278	1,742
非支配株主持分	56	62
純資産合計	44,172	51,321
負債純資産合計	132,082	136,734

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 255,427	※1 274,516
売上原価	203,444	221,575
売上総利益	51,983	52,941
販売費及び一般管理費	※2 44,710	※2 46,900
営業利益	7,272	6,040
営業外収益		
受取利息	247	590
受取配当金	76	91
営業債務整理益	331	82
その他	143	79
営業外収益合計	799	843
営業外費用		
支払利息	5	5
為替差損	37	7
支払手数料	46	42
損害賠償金	—	21
事故関連費用	—	15
持分法による投資損失	—	1
その他	5	13
営業外費用合計	95	108
経常利益	7,977	6,776
特別利益		
投資有価証券売却益	—	880
関係会社株式売却益	—	28
関係会社清算益	9	—
特別利益合計	9	908
特別損失		
減損損失	※3 24	※3 39
固定資産除却損	※4 8	※4 11
特別調査費用等	※5 572	—
損害賠償金等	64	—
人事制度変更による一時費用	※6 51	—
特別損失合計	721	50
税金等調整前当期純利益	7,265	7,634
法人税、住民税及び事業税	146	305
法人税等調整額	△428	△358
法人税等合計	△282	△53
当期純利益	7,547	7,688
非支配株主に帰属する当期純利益	7	7
親会社株主に帰属する当期純利益	7,540	7,680

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	7,547	7,688
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	773	△601
繰延ヘッジ損益	57	13
為替換算調整勘定	85	73
退職給付に係る調整額	△215	△24
その他の包括利益合計	※1 700	※1 △537
包括利益	8,248	7,150
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,238	7,143
非支配株主に係る包括利益	9	6

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	55,123	△20,910	△15	34,297
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,540		7,540
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	7,540	△1	7,539
当期末残高	100	55,123	△13,369	△16	41,837

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,043	－	502	33	1,580	47	35,925
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,540
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	773	57	82	△215	698	8	706
当期変動額合計	773	57	82	△215	698	8	8,246
当期末残高	1,816	57	585	△181	2,278	56	44,172

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	55,123	△13,369	△16	41,837
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,680		7,680
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	7,680	△0	7,679
当期末残高	100	55,123	△5,689	△17	49,516

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,816	57	585	△181	2,278	56	44,172
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,680
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△601	13	75	△24	△536	6	△529
当期変動額合計	△601	13	75	△24	△536	6	7,149
当期末残高	1,215	71	660	△205	1,742	62	51,321

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,265	7,634
減価償却費	361	480
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△132	△26
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△125	△674
特別調査費用等	572	—
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	110	146
減損損失	24	39
受取利息及び受取配当金	△323	△682
支払利息	5	5
持分法による投資損益 (△は益)	—	1
為替差損益 (△は益)	47	2
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△880
営業債務整理益	△331	△82
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	22,476	1,293
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,951	△5,579
預り金の増減額 (△は減少)	2,072	1,810
旅行前受金の増減額 (△は減少)	△9,676	4,322
旅行前払金の増減額 (△は増加)	△2,083	△3,307
未払又は未収消費税等の増減額 (△は減少)	△1,854	△341
旅行券等の増減額 (△は減少)	△1,751	△1,682
その他	△110	1,188
小計	14,592	3,669
利息及び配当金の受取額	322	680
利息の支払額	△5	△5
特別調査費用等の支払額	△1,472	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	523	△121
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,960	4,223
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△469	△450
定期預金の払戻による収入	523	479
固定資産の取得による支出	△721	△741
投資有価証券の売却による収入	—	1,136
差入保証金の差入による支出	△413	△340
差入保証金の回収による収入	939	38
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 49	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	※3 △418
その他	△6	△644
投資活動によるキャッシュ・フロー	△99	△941
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の増減額 (△は増加)	△1	△0
その他	△40	△217
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41	△218
現金及び現金同等物に係る換算差額	227	62
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,047	3,125
現金及び現金同等物の期首残高	70,900	84,947
現金及び現金同等物の期末残高	※1 84,947	※1 88,073

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 20社

連結子会社名は、本報告書の「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しておりますので記載を省略しております。

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社ツーリストエキスパーツは、当社が保有する株式の一部を売却したため、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。なお、同社の株式売却までの損益計算書については連結しております。また、同社は株式会社近鉄HRパートナーズに商号変更しております。

(2) 非連結子会社数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用会社名は、本報告書の「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しておりますので記載を省略しております。

KNT TRAVEL (THAILAND) CO., LTD. は、当連結会計年度において清算終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社である、H&M INSURANCE HAWAII, INC. およびGRIFFIN INSURANCE CO., LTD. の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっております。

連結財務諸表作成にあたっては、H&M INSURANCE HAWAII, INC. およびGRIFFIN INSURANCE CO., LTD. の同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの………時価法により評価しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

市場価格のない株式等………総平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産

先入先出法による原価法（商品および貯蔵品の連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社および国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は、主に定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権は財務内容評価法で計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 自社の企画旅行商品

当社が定める旅行日程に従って、顧客が、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配および管理することが履行義務であり、旅行期間において当該義務を履行するにつれて収益を認識しております。

② 手配旅行等の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、手配が完了した一時点において、代理人取引として純額で収益を認識しております。

③ 業務の受託事業

顧客から委託された業務を遂行することが履行義務であり、契約上の義務を履行するにつれて顧客が便益を享受する場合には、契約期間において当該義務を履行するにつれて収益を認識しております。また、契約において調査報告書等の成果物の引き渡し等により履行義務が一時点で充足される場合には、調査報告書等の成果物を引き渡した時点で収益を認識しております。

④ 旅行券等

当社が旅行券等を発行する場合には、顧客が、将来において企画旅行商品に関するサービスの提供を受けることができるようにする等の履行義務を負っております。旅行券等が当社グループで企画旅行商品等に使用されたときにそれぞれの計上基準に従って収益を認識しております。

なお、未使用分のうち当社が将来において権利を得ると見込む金額については、旅行券等の使用のパターンと比例的に収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引または通貨オプション取引を行うこととしております。

ヘッジ対象

主に海外旅行費用（ホテル代等）の外貨建金銭債務としております。

③ ヘッジ方針

将来の為替レートの変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に計上した額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	623百万円	1,135百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産の算出方法は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）に従い、中期経営計画により見積られた将来の課税所得、または同適用指針に記されている企業の分類等に基づいております。

税務上の将来減算一時差異および繰越欠損金に係る繰延税金資産につきましては、繰延税金資産の回収可能性に係る企業分類に基づき、税務上の将来減算一時差異および繰越欠損金の解消見込年度および解消見込額のスケジューリングを行い、翌連結会計年度の課税所得見積額により、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および当社または当社グループの経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「商品」、「貯蔵品」、「前払費用」、「固定資産」の「土地」、「流動負債」の「未払金」および「固定負債」の「退職給付に係る負債」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度においてそれぞれの「その他」に含めて表示しております。これらの表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借計算書において、「流動資産」の「商品」5百万円、「貯蔵品」63百万円、「前払費用」901百万円、「固定資産」の「土地」104百万円、「流動負債」の「未払金」3,002百万円および「固定負債」の「退職給付に係る負債」60百万円は、それぞれの「その他」として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度において「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「助成金収入」65百万円は、「その他」として組み替えております。

また、前連結会計年度において、「営業外費用」の「支払利息」に含めておりました「支払手数料」は、表示の明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「支払利息」52百万円は、「支払利息」5百万円および「支払手数料」46百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払金の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度において、「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払金の増減額(△は減少)」△239百万円は、「その他」として組み替えております。

また、前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「支払利息」に含めておりました「支払手数料」は、明瞭性を高める観点から、表示方法の見直しを行っております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「支払利息」52百万円は「支払利息」5百万円および「その他」46百万円として、また、「利息の支払額」△52百万円は「利息の支払額」△5百万円および「その他」△46百万円として組み替えております。

(追加情報)

(当社の連結子会社の受託業務における過大請求事案の発生について)

当社の連結子会社である近畿日本ツーリスト株式会社において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る自治体からの受託業務に関連して過大請求を行っていたことが2023年4月に発覚いたしました。

当社独立社外取締役および外部の専門家からなる調査委員会の調査報告書の提言を踏まえ再発防止策を策定のうえ、履行しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権および契約資産については、「受取手形、営業未収金及び契約資産」に含まれております。契約負債については、「預り金」、「旅行券等」および「旅行前受金」に含まれております。契約資産および契約負債の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

※2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	一百万円	437百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
人件費	24,625百万円	25,846百万円
賞与引当金繰入額	2,382	1,791
退職給付費用	742	962
システム経費	4,183	4,686
販売諸経費	6,037	6,405
減価償却費	361	458
貸倒引当金繰入額	△125	△9

※ 3. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	地域	減損損失 (百万円)
事業用資産	差入保証金 等	三重県等	24

(2) 資産のグルーピング方法

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産については各物件単位でグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

今後営業収益による回収が見込めないと判断したグループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額をもって評価しております。また、原状回復費用の見積額に基づき差入保証金を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、差入保証金13百万円、その他10百万円であります。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	地域	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物、差入保証金 等	大阪府等	39

(2) 資産のグルーピング方法

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産については各物件単位でグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

今後営業収益による回収が見込めないと判断したグループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、回収可能価額を零として評価しております。また、原状回復費用の見積額に基づき差入保証金を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、建物24百万円、差入保証金12百万円、その他1百万円であります。

※４．固定資産除却損の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	0百万円	1百万円
ソフトウェア	5	8
その他	3	1

※５．特別調査費用等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

連結子会社である近畿日本ツーリスト株式会社の過大請求事案に関する調査費用等を計上しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

※６．人事制度変更による一時費用

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

連結子会社の人事制度改革に伴う雇用区分変更等に対する移行時調整金であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

※１．その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,173百万円	△16百万円
組替調整額	—	△880
法人税等及び税効果調整前	1,173	△897
法人税等及び税効果額	400	△295
その他有価証券評価差額金	773	△601
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	87	23
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	87	23
法人税等及び税効果額	30	9
繰延ヘッジ損益	57	13
為替換算調整勘定：		
当期発生額	93	74
組替調整額	△7	△0
法人税等及び税効果調整前	85	73
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	85	73
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△162	△86
組替調整額	△142	44
法人税等及び税効果調整前	△305	△41
法人税等及び税効果額	△90	△16
退職給付に係る調整額	△215	△24
その他の包括利益合計	700	△537

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	27,331,013	—	—	27,331,013
A種種類株式	150	—	—	150
B種種類株式	250	—	—	250
合計	27,331,413	—	—	27,331,413

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	9,521	766	—	10,287
合計	9,521	766	—	10,287

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	27,331,013	—	—	27,331,013
A種種類株式	150	—	—	150
B種種類株式	250	—	—	250
合計	27,331,413	—	—	27,331,413

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	10,287	764	—	11,051
合計	10,287	764	—	11,051

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	13,142百万円	12,183百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△330	△309
預け金	72,135	76,200
現金及び現金同等物	84,947	88,073

※ 2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社コスモポリタン・クリエイティブ・ラボを連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに同社株式の取得価額と連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	183百万円
固定資産	90
固定負債	△153
同社株式の取得価額	120
同社現金及び現金同等物	△169
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	49

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

※ 3. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の一部売却により株式会社ツーリストエクスパーツ(現株式会社近鉄HRパートナーズ)が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産および負債の内訳ならびに同社株式の売却価額と連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,842百万円
固定資産	193
流動負債	△874
固定負債	△51
売却後の投資勘定	△439
その他	△25
株式売却益	28
同社株式の売却価額	673
同社現金及び現金同等物	△1,092
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△418

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	795百万円
1年超	833百万円
合計	1,629百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等を主体として運用を行っており、資金調達の必要性が生じた場合には金融機関からの借入による方針です。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引および通貨オプション取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、旅行代金未収取扱手続規程等に従い、営業債権については回収状況を常時的確に点検・管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の見直しを継続的に行っております。

デリバティブ取引については、取引を行っている会社の社内ルールに従い、それぞれの経理部が主管となり取引を実行し、取引実績は四半期ごとに経営会議に報告しております。

なお、これらのデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「預け金」、「受取手形及び営業未収金」および「営業未払金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 (*1)			
その他有価証券	4,973	4,973	—
資産計	4,973	4,973	—
デリバティブ取引 (*2)	87	87	—

(*1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (百万円)
非上場株式	224

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券（*1） その他有価証券	3,819	3,819	—
資産計	3,819	3,819	—
デリバティブ取引（*2）	109	109	—

（*1）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	224
関係会社株式	437

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,142	—	—	—
預け金	72,135	—	—	—
受取手形及び営業未収金	20,441	—	—	—
合 計	105,719	—	—	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,183	—	—	—
預け金	76,200	—	—	—
受取手形及び営業未収金	18,479	—	—	—
合 計	106,862	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	4,973	—	—	4,973
デリバティブ取引 通貨関連	—	87	—	87
資産計	4,973	87	—	5,060

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	3,819	—	—	3,819
デリバティブ取引 通貨関連	—	109	—	109
資産計	3,819	109	—	3,929

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2024年 3 月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	4,876	2,143	2,733
小計	4,876	2,143	2,733
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	96	99	△3
小計	96	99	△3
合計	4,973	2,243	2,729

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	3,720	1,887	1,833
小計	3,720	1,887	1,833
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	99	99	△0
小計	99	99	△0
合計	3,819	1,986	1,832

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,136	880	—
合計	1,136	880	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 豪ドル	21	—	△0	△0
	合計	21	—	△0	△0

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約取引 米ドル	営業未払金 (予定取引)	1,117	—	65
	ユーロ		968	—	21
	為替予約取引 米ドル	営業未払金	139	—	(注)
	ユーロ		121	—	
	合計		2,346	—	87

(注) ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約取引 米ドル	営業未払金 (予定取引)	6,465	—	87
	ユーロ		5,484	—	40
	豪ドル		533	—	△7
	NZドル		251	—	△4
	カナダドル		403	—	△5
	スイスフラン		632	—	1
	シンガポールドル		216	—	△1
	為替予約取引 米ドル	営業未払金	517	—	(注)
	ユーロ		319	—	
	合計		14,824	—	110

(注) ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、確定給付企業年金制度、退職一時金制度および確定拠出年金制度を導入しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を含む。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	△5,547百万円	△5,067百万円
勤務費用	△99	△88
利息費用	△54	△50
数理計算上の差異の当期発生額	△71	△109
退職給付の支払額	706	738
連結除外による減少額	—	50
退職給付債務の期末残高	△5,067	△4,527

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	7,284百万円	6,633百万円
期待運用収益	72	33
数理計算上の差異の当期発生額	△91	23
事業主からの拠出額	71	45
退職給付の支払額	△704	△737
年金資産の期末残高	6,633	5,998

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	△5,006百万円	△4,518百万円
年金資産	6,633	5,998
	1,627	1,480
非積立型制度の退職給付債務	△60	△8
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,566	1,471
退職給付に係る資産	1,627	1,480
退職給付に係る負債（注）	△60	△8
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,566	1,471

(注) 退職給付に係る負債は、連結貸借対照表において「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	99百万円	88百万円
利息費用	54	50
期待運用収益	△72	△33
数理計算上の差異の費用処理額	△142	44
確定給付制度に係る退職給付費用	△60	151

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	△305百万円	△41百万円
合 計	△305	△41

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△277百万円	△318百万円
合 計	△277	△318

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び現金同等物	1%	1%
債券	3	1
生保一般勘定	91	99
オルタナティブ	6	—
合 計	100	100

(注) オルタナティブは主にヘッジファンドへの投資であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率の決定に際し、現在および将来の年金資産ポートフォリオや、各種長期投資の過去の運用実績利回りの分析をもとにした期待収益とリスクを考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	1.0	0.5

(注) 「予想昇給率」が退職給付債務等の計算に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度802百万円、当連結会計年度811百万円です。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	919百万円	675百万円
減価償却超過額	297	198
未引換旅行券等	3,038	2,824
繰延ヘッジ損益	—	1
税務上の繰越欠損金(注)2	9,865	8,089
その他	1,044	1,141
繰延税金資産小計	15,166	12,930
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△9,450	△7,203
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,832	△3,522
評価性引当額小計(注)1	△13,283	△10,725
繰延税金資産合計	1,883	2,204
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	944	648
退職給付に係る資産	562	523
その他	49	75
繰延税金負債合計	1,556	1,248
繰延税金資産純額	326	956

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容

評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	5	248	279	1	102	9,228	9,865
評価性引当額	△3	△42	△279	△1	△102	△9,020	△9,450
繰延税金資産	1	206	—	—	—	207	414

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	31	148	1	102	52	7,753	8,089
評価性引当額	△4	△148	△1	△102	△44	△6,901	△7,203
繰延税金資産	27	—	—	—	7	852	886

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	34.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.6
住民税均等割	2.0	1.7
評価性引当額の増減	△40.0	△36.6
その他	△1.0	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.9	△0.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は27百万円減少し、退職給付に係る調整累計額が2百万円、法人税等調整額が14百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が15百万円減少しております。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	
	旅行業	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
旅行事業	224,445	257,660
旅行関連事業	30,782	16,388
顧客との契約から生じる収益	255,227	274,049
その他の収益	200	466
外部顧客への売上高	255,427	274,516

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。なお、取引の対価は、原則、履行義務の充足前に受領することになっており、また、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	39,822	20,441
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	20,441	18,479
契約資産（期首残高）	3,203	153
契約資産（期末残高）	153	190
契約負債（期首残高）	63,040	53,863
契約負債（期末残高）	53,863	58,047

契約資産は、自社の企画旅行商品等にかかる取引の対価を履行義務の充足後に受領する場合において、履行義務を充足するにつれて認識した収益の当社および連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に自社の企画旅行商品等の前受金または旅行券等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,301百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、36,880百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は16,387百万円であります。当該履行義務は主に企画旅行商品等で使用される旅行券等であり、期末後1年以内に約12%、1年超3年以内に約12%、残り約76%が4年以降に収益として認識されると見込んでおります。なお、当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は16,965百万円であります。当該履行義務は主に企画旅行商品等で使用される旅行券等であり、期末後1年以内に約13%、1年超3年以内に約18%、残り約69%が4年以降に収益として認識されると見込んでおります。なお、当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは「旅行業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
802	282	0	1,086

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
852	119	42	1,014

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは「旅行業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	近鉄グループホールディングス株式会社	大阪府 大阪市 天王寺区	126,476	グループ 経営に関する事業	(被所有) 直接 53.7% 間接 13.3% (注) 1	資金の 貸付 役員の 兼任	キャッシュ マネジメン トシステム 資金の預入 (注) 2	70,533	預け金	72,135
							利息の受取	230	—	—
							JR券委託販 売の債務被 保証	773	—	—
							保証料の支 払(注) 3	4	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. 議決権等の被所有割合の間接には、退職給付信託口を含んでおります。

2. 預入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

3. 債務保証の利率については、市場保証料率を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	近鉄グループホールディングス株式会社	大阪府 大阪市 天王寺区	126,476	グループ 経営に関する事業	(被所有) 直接 53.7% 間接 13.3% (注) 1	資金の 貸付 役員の 兼任	キャッシュ マネジメン トシステム 資金の預入 (注) 2	78,159	預け金	76,200
							利息の受取	564	—	—
							JR券委託販 売の債務被 保証	549	—	—
							保証料の支 払(注) 3	3	—	—
							関係会社株 式の売却 (注) 4	673	—	—
							関係会社株 式売却益	28	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. 議決権等の被所有割合の間接には、退職給付信託口を含んでおります。

2. 預入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

3. 債務保証の利率については、市場の保証料率を勘案して合理的に決定しております。

4. 当社が保有する株式会社近鉄HRパートナーズ株式の一部を同社に売却したものであり、売却対価については、両社協議の上合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員および主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

近鉄グループホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	76.07円	1株当たり純資産額	310.44円
1株当たり当期純利益	275.99円	1株当たり当期純利益	281.12円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	7,540	7,680
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	7,540	7,680
普通株式の期中平均株式数（株）	27,321,195	27,320,274

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少および剰余金の処分)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、2025年6月17日開催予定の第88回定時株主総会に、資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の目的

これまでに生じた損失計上に伴う繰越損失を解消するとともに財務体質の健全化を図り、今後の機動的な資本政策に備えるため、資本準備金の額の減少および剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額7,957,100,513円のうち7,932,100,513円を減少し、減少後の資本準備金の額を25,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少した額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2.の資本準備金の額の減少による振替後のその他資本剰余金57,434,097,665円のうち17,153,571,371円を繰越利益剰余金に振り替えることで、同額分の欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 17,153,571,371円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 17,153,571,371円

4. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議 | 2025年5月13日 |
| (2) 定時株主総会決議 | 2025年6月17日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述公告 | 2025年6月18日 (予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2025年7月18日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 2025年7月31日 (予定) |

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変更を生じるものではなく、当社業績に与える影響はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	215	85	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	114	84	—	2026年～2030年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	330	169	—	—

（注）１．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

２．リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	35	33	12	3

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高（百万円）	134,422	274,516
税金等調整前中間（当期）純利益（百万円）	2,584	7,634
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益（百万円）	2,522	7,680
1株当たり中間（当期）純利益（円）	92.35	281.12

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,144	3,381
預け金	※1 72,135	※1 76,200
営業未収金	※1 370	※1 402
貯蔵品	3	2
前払費用	55	82
関係会社立替金	837	1,497
関係会社短期貸付金	287	1,247
未収入金	※1 2,484	※1 2,161
その他	※1 131	※1 28
流動資産合計	79,451	85,003
固定資産		
有形固定資産		
建物	46	38
器具備品	12	9
土地	65	65
有形固定資産合計	125	113
無形固定資産		
ソフトウェア	55	67
ソフトウェア仮勘定	—	2
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	55	69
投資その他の資産		
投資有価証券	5,203	4,049
関係会社株式	34,306	34,046
関係会社長期貸付金	681	195
その他	1,012	1,020
貸倒引当金	△117	△117
投資その他の資産合計	41,086	39,194
固定資産合計	41,266	39,377
資産合計	120,718	124,381

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	54,650	51,570
未払金	※1 2,829	※1 1,954
未払費用	※1 57	※1 137
未払法人税等	9	3
預り金	11,822	13,417
旅行券等	14,836	13,179
賞与引当金	50	48
その他	30	74
流動負債合計	84,286	80,385
固定負債		
繰延税金負債	706	458
旅行券等引換引当金	766	711
関係会社事業損失引当金	50	82
その他	1,381	1,173
固定負債合計	2,904	2,425
負債合計	87,191	82,811
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	7,957	7,957
その他資本剰余金	49,501	49,501
資本剰余金合計	57,459	57,459
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△25,799	△17,153
利益剰余金合計	△25,799	△17,153
自己株式	△16	△17
株主資本合計	31,743	40,388
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,783	1,182
評価・換算差額等合計	1,783	1,182
純資産合計	33,526	41,570
負債純資産合計	120,718	124,381

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※ 1 4,007	※ 1 11,409
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 3,587	※ 1, ※ 2 4,100
営業利益	420	7,309
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※ 1 344	※ 1 693
為替差益	72	—
雑収入	0	1
営業外収益合計	417	695
営業外費用		
支払利息	※ 1 186	※ 1 423
支払手数料	46	42
雑損失	0	2
営業外費用合計	233	468
経常利益	604	7,535
特別利益		
投資有価証券売却益	—	880
関係会社株式売却益	—	408
特別利益合計	—	1,288
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	1	31
特別損失合計	1	31
税引前当期純利益	602	8,792
法人税、住民税及び事業税	△191	99
法人税等調整額	△114	47
法人税等合計	△305	147
当期純利益	908	8,645

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100	7,957	49,501	57,459	△26,707	△26,707	△15	30,836
当期変動額								
当期純利益					908	908		908
自己株式の取得							△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	908	908	△1	907
当期末残高	100	7,957	49,501	57,459	△25,799	△25,799	△16	31,743

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,010	1,010	31,846
当期変動額			
当期純利益			908
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	773	773	773
当期変動額合計	773	773	1,680
当期末残高	1,783	1,783	33,526

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100	7,957	49,501	57,459	△25,799	△25,799	△16	31,743
当期変動額								
当期純利益					8,645	8,645		8,645
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	8,645	8,645	△0	8,644
当期末残高	100	7,957	49,501	57,459	△17,153	△17,153	△17	40,388

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,783	1,783	33,526
当期変動額			
当期純利益			8,645
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△601	△601	△601
当期変動額合計	△601	△601	8,043
当期末残高	1,182	1,182	41,570

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法により評価しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権は財務内容評価法で計上しております。なお、一般債権については貸倒実績がないため、引当金は設定しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(3) 旅行券等引換引当金

当社が発行している旅行券等の未使用分について、一定期間後収益に計上したものに対する将来の使用に備えるため、過去の引換率を基に見積額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる収益はグループ運営分担金および情報システムの使用料であります。

グループ会社に対して経営の管理および情報システムの提供等を行うことが履行義務であり、当該義務を履行するにつれて収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計上した額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	一百万円	一百万円

(2) その他の情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」と同様のため記載を省略しております。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度に計上した額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
関係会社株式	34,306百万円	34,046百万円

(2) その他の情報

市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行っております。実質価額が著しく低下した株式の回復可能性については、発行会社の財政状態を定期的にモニタリングすることに加え、発行会社における将来の事業計画の実行可能性を社内で十分に検討したうえで、当該株式の評価を行っております。

なお、将来の事業計画には旅行需要の回復を主要な仮定として織り込んでおります。

上記の仮定は不確実性を伴うものであり、関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「支払利息」に含めておりました「支払手数料」は、表示の明瞭性を高める観点から、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払利息」232百万円は、「支払利息」186百万円および「支払手数料」46百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
短期金銭債権	72,998百万円	76,935百万円
短期金銭債務	2,603	1,755

2. 下記会社の事務所賃借料に対し、支払保証を行っております。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
KINTETSU INTERNATIONAL EXPRESS (U. S. A.), INC.	69百万円	13百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
営業取引による取引高		
売上高	4,002百万円	11,402百万円
販売費及び一般管理費	1,092	1,358
営業取引以外の取引による取引高	471	1,722

※ 2. 販売費に属する費用の割合は前事業年度、当事業年度ともに 0 %、一般管理費に属する費用の割合は前事業年度、当事業年度ともに 100 % であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
人件費	930百万円	1,101百万円
賞与引当金繰入額	50	48
システム経費	1,236	1,372
業務委託費	566	565
雑費	224	320
減価償却費	24	31
貸倒引当金繰入額	△1	0
旅行券等引換引当金繰入額	85	80

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年 3 月 31 日)

子会社株式および関連会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式 34,306 百万円、関連会社株式 0 百万円) は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度 (2025年 3 月 31 日)

子会社株式および関連会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式 33,873 百万円、関連会社株式 173 百万円) は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	11,418百万円	9,306百万円
未引換旅行券等	2,764	2,563
旅行券等引換引当金	264	251
税務上の繰越欠損金	952	915
その他	301	280
繰延税金資産小計	15,701	13,316
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△952	△915
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,511	△12,210
評価性引当額小計	△15,463	△13,126
繰延税金資産合計	237	190
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	944	648
繰延税金負債合計	944	648
繰延税金資産（負債）純額	△706	△458

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9	△0.1
住民税均等割	1.6	0.1
過年度法人税等	△5.8	△0.1
関係会社株式の投資簿価修正	—	△3.1
評価性引当額の増減	△81.1	△29.8
その他	0.6	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△50.6	1.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は15百万円増加し、その他有価証券評価差額金が同額減少しております。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円) (注)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	46	—	—	8	38	374
	器具備品	12	0	0	4	9	145
	土地	65	—	—	—	65	—
	計	125	0	0	12	113	520
無形固定資産	ソフトウェア	55	30	—	18	67	876
	ソフトウェア 仮勘定	—	2	—	—	2	—
	電話加入権	0	—	—	—	0	—
	計	55	32	—	18	69	876

(注) 重要な増加の内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア

Chill+サイト構築 10百万円

ネットワーク更改 9百万円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	117	0	—	117
賞与引当金	50	48	50	48
旅行券等引換引当金	766	80	135	711
関係会社事業損失引当金	50	31	—	82

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 株式の売買に係る手数料相当額として株式取扱規程で定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。(https://www.kntcthd.co.jp/) ただし、電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	毎年3月31日および9月30日現在の100株以上の株主に対し、「クラブツーリズムの旅」「近畿日本ツーリスト 日本の旅」「近畿日本ツーリスト Blue Planet 海外ツアー」「近畿日本ツーリスト ダイナミックパッケージ」の各企画旅行商品の割引優待券を2枚贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第87期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月14日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2024年6月14日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第88期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2024年6月17日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2024年8月9日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年3月21日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年5月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年5月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月16日

KNT－CTホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 雅 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和 田 安 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 俊 直

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているKNT－CTホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KNT－CTホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2025年5月13日開催の取締役会において、2025年6月17日開催予定の第88回定時株主総会に、資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

受託業務に係る売上高の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
KNTーCTホールディングス株式会社（以下「会社」）の当連結会計年度の連結損益計算書には、受託業務に係る売上高を含む旅行関連事業の売上高が計上されている。連結財務諸表の注記事項「（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり、旅行関連事業売上高は16,388百万円計上されており、売上高合計の約6%を占めている。 会社の連結子会社である近畿日本ツーリスト株式会社（以下「近畿日本ツーリスト」という。）は、請負契約の場合には事前に合意された金額を、準委任契約の場合には稼働した人数及び提供する物品の個数等業務提供実績により算定された金額を、受託業務に係る売上高として計上している。 連結財務諸表の注記事項（追加情報）に記載のとおり、近畿日本ツーリストにおいて新型コロナウイルスワクチン接種に係る自治体からの受託業務に関連して過大請求を行っていたことが2023年4月に発覚した。その後会社は、適切な受託業務に係る売上高を計上するため、調査委員会からの提言を踏まえた再発防止策を整備し、運用している。 業務受託契約は、その法的性質が請負契約なのか準委任契約なのかは契約解釈の問題を多分に含むものであるため、契約解釈を誤った場合には、売上高を過大に計上する可能性がある。また、契約解釈を適切に行ったとしても、準委任契約の場合には稼働した人数及び提供する物品の個数の集計を誤り、売上高を過大に計上する可能性がある。 以上から、当監査法人は、近畿日本ツーリストの受託業務に係る売上高の正確性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、近畿日本ツーリストの受託業務に係る売上高の正確性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 (1)内部統制の評価 近畿日本ツーリストの受託業務に係る売上高を正確に計上するための内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に再発防止策として追加及び強化された統制に焦点を当てた。 (2)受託業務に係る売上高の正確性の検討 受託業務に係る売上高の正確性を検討するため、当連結会計年度の受託業務に係る売上高から過大請求のリスクがある取引及び無作為に抽出した取引について、以下の手続を実施した。 ● 契約書及び委託元と合意した交渉記録等を閲覧し、業務受託契約の法的性質を確認した。 ● 売上高について、請負契約の場合は委託元と事前に合意された金額、準委任契約の場合は業務提供実績集計表で算定した金額と整合していることを確かめた。 ● 業務提供実績集計表と従業員の勤務記録及び再委託先からの業務報告書とを照合し、業務提供実績集計表の正確性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、KNT-CTホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、KNT-CTホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

KNT-CTホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 安弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 俊直

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているKNT-CTホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KNT-CTホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2025年5月13日開催の取締役会において、2025年6月17日開催予定の第88回定時株主総会に、資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
KNT－CTホールディングス株式会社の当事業年度の貸借対照表には、旅行業を営む子会社を中心とした関係会社の株式34,046百万円が計上されており、総資産の約27%を占めている。 これらの会社は非上場会社であり、関係会社株式は市場価格のない株式等に該当する。財務諸表の注記事項「（重要な会計上の見積り）関係会社株式の評価」に記載のとおり、市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理が行われる。 関係会社株式の実質価額の回復可能性の判断は、事業計画を基礎として行われるが、旅行業を営む子会社の事業計画の作成に当たっては、旅行需要の回復を主要な仮定としている。この主要な仮定は不確実性を伴うため、関係会社株式の実質価額の回復可能性に対する判断に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 財政状態が悪化した関係会社株式の実質価額の回復可能性の判断に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 関係会社株式の評価の検討 関係会社株式の実質価額の回復可能性に対する経営者の判断の基礎となった、事業計画の合理性を検討した。当該検討には、事業計画の作成に用いられた主要な仮定やその根拠に関する経営者への質問及び以下の手続が含まれる。 ● 過年度の事業計画と実績との比較分析を行い、事業計画の見積りの精度を評価した。 ● 旅行需要の回復について、The International Air Transport Association（IATA）による市場予測レポートと比較することで、適切性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月16日
【会社名】	KNT－CTホールディングス株式会社
【英訳名】	KNT-CT Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小山 佳延
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小山佳延は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社ならびに連結子会社および持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響ならびにその発生可能性を考慮して決定しており、当社および連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社14社および持分法適用関連会社1社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、複数の事業拠点を有する旅行業の単一セグメントの連結グループである特性を踏まえ、収益獲得活動の結果得られた金額規模を根拠とするのが適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標としております。これを前提に、連結売上高（連結会社間取引消去前）に占める割合が高い連結子会社から合算していき、結果として連結売上高（連結会社間取引消去前）の概ね3分の2を超える主要な連結子会社を重要な事業拠点に選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、営業未収金および旅行前払金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高い業務に係る勘定科目として判断した、貸倒引当金、退職給付会計、税効果会計、有価証券の評価、固定資産の評価、旅行券等に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。